



岩沼市障害福祉 サービスガイド

 wanuma city welfare service guide book R6



はじめに

●社会福祉課 障害福祉係 i あいプラザ移転について

社会福祉課 障害福祉係は令和5年10月1日より岩沼市総合福祉センター i あいプラザ（岩沼市里の杜3丁目4-15）に移転しました。各種お手続きの際は、ご注意ください。

●手話通訳者の勤務場所について

これまで市役所3階で勤務していた手話通訳者は、岩沼市総合福祉センター i あいプラザ（岩沼市里の杜3丁目4-15）に移動しました。市役所の各種窓口での手続きの際に手話通訳が必要な方は、事前に社会福祉課の職員にメールやFAX等でご相談ください。指定の日時に、手話通訳者が市役所へ向かいます。

●押印省略について（令和6年4月1日現在）

現在、押印の見直しを進めていますが、代理申請などにおいて、印鑑が必要な場合があります。そのため、本サービスガイドにおいても、手続きに必要なものとして引き続き記載をしています。ご了承ください。

●マイナンバー（個人番号）の確認書類について

マイナンバー通知カードは令和2年5月25日に廃止されています。

これを受け、通知カードは記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、番号確認書類として有効とします。

目次

項目	ページ
各種障害者手帳	
身体障害者手帳	1
療育手帳	3
精神障害者保健福祉手帳	5
手当助成制度	
障害児福祉手当	7
特別障害者手当	8
心身障害者医療費助成	9
障害年金	11
特別児童扶養手当	14
障害児・者 優遇制度	15
岩沼市民図書館 配送サービス	19
その他の事業・制度	
福祉タクシー利用助成制度・自動車等 燃料費助成制度	20
車いす短期貸与	20
心身障害者扶養共済制度	21
在宅酸素濃縮器利用助成事業	22
緊急通報システム事業	23
駐車禁止の対象除外	23
自立支援医療	
育成医療	25
更生医療	27
精神通院	29
障害福祉サービス	
障害福祉サービス利用の流れ	31
介護給付・訓練等給付・障害児支援 サービス一覧	32
補装具等費の支給	34
難聴時補聴器購入費助成事業	36
地域活動支援センター事業	37
更生訓練費給付事業	37
移動支援事業	38
意思疎通支援事業	39
日中一時支援事業	40
重度障害者入浴サービス事業	41

項目	ページ
自動車運転免許取得費補助金	41
身体障害者用自動車改造費補助金	42
日常生活用具の給付	42
相談先など	
相談支援事業所	44
岩沼市内活動団体	47
各種相談	48
身体障害者の社会参加のための事業	49
障害のある子どもをもつ親たちが相 談しあえる団体	50
視覚障害者向けに実施されている各 種サービス	51
障害のある方の就労・雇用支援	52
岩沼市障害者雇用奨励金	53

障害者手帳

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するために県知事から交付される手帳です。

障害の程度は重い順に 1 級から 6 級まであります。

障害に関するサービスや制度の適用を受けるためには、身体障害者手帳を所持していることが要件となる場合があります。

○ 対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部(心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能)に一定以上の永続する障害のある方(身体障害者福祉法別表)

○ 診断書について

障害別の所定の身体障害者診断書(申請前 3 か月以内に発行されたもの)が必要になります。診断書を作成できるのは、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定により指定された指定医だけです。

(指定を受けていれば県外の医療機関も可)

○ 申請できる障害の時期

申請には医師の診断書が必要となりますが、医師が、状態・症状が永続すると判断する時期でないと作成することができません。

具体的には、障害が発生してから、半年～1 年経過後です。

○ 身体障害者手帳に記載される第 1 種・第 2 種について

身体障害者旅客運賃割引規則によって第 1 種と第 2 種に分けられます。

この規則は、身体障害者が単独または介護者と共に旅客鉄道会社等が経営する鉄道・船、飛行機に乗る場合に適用します。

○ 手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳交付申請書
- ・ 所定の診断書(※申請前 3 ヶ月以内の発行)
(用紙は社会福祉課にあります。宮城県リハビリテーション支援センターのホームページからダウンロードもできます)
- ・ 写真 2 枚(縦 4cm×横 3cm)
- ・ 手続きする方の本人確認書類(顔写真があるものは 1 種類、ないものは 2 種類)
- ・ 対象者のマイナンバーカード(通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします) ※1
- ・ 委任状または対象者の健康保険証 ※2
もしくはマイナンバーカード
- ・ 印鑑 ※2

※1 対象者が 15 歳未満の場合は、保護者が申請者になりますが、マイナンバー確認書類は対象児童のみ必要となります。

※2 代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

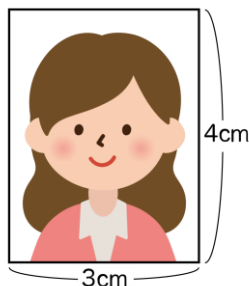
○ 手帳交付後に手続きが必要となるとき

このようなとき	必要な手続き	申請に必要なもの				
		診断書	写真	個人番号 確認書類	障害者 手帳	印鑑 ※1
住所や氏名が変わったとき	記載事項変更届	×	×	○	○	○
手帳を紛失・破損したとき 写真を貼り替えるとき	再交付申請	×	○ 2枚	○	○ (紛失以外)	○
障害の程度が変わったとき 他の障害が加わったとき 再認定(診断)通知を受けたとき		○	○ 2枚	○	○	○
障害状況が改善したとき 死亡したとき	返還の届出	×	×	○ ※2	○	○ ※2

※1 代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

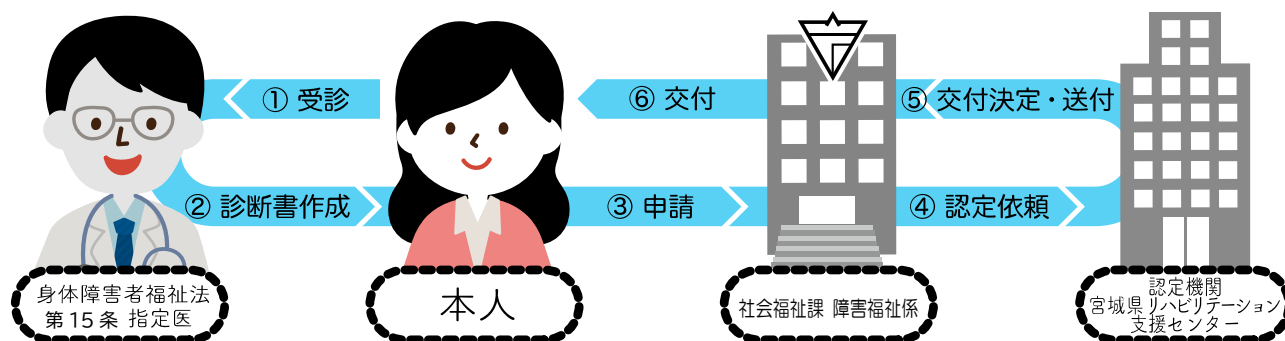
※2 死亡の場合は不要です。

写真について



- ・ 白黒・カラー、どちらでも可
- ・ 手持ちのカメラで撮影し、写真用紙に印刷したものも可
- ・ 一年以内に撮影したもの
- ・ 帽子をかぶっていない上半身の写真
- ・ 顔がはっきり写っているもの（小さすぎるものは不可）

○ 身体障害者手帳の申請から受け取りまでの流れ



○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL : 0223-23-0509

FAX : 0223-24-0406

療育手帳

療育手帳は、知的障害児や知的障害者に一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするためのものです。

○ 対象者

知的な発達の遅れにより日常生活に支障があるため、何らかの支援を必要とする方

○ 手続きに必要なもの

- ・療育手帳交付申請書
- ・写真2枚（縦4cm×横3cm）
- ・手続きされる方の本人確認書類
（顔写真があるものは1種類、ないものは2種類）
- ・対象者のマイナンバーカード
（通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします）※1
- ・委任状または対象者の健康保険証
もしくはマイナンバーカード ※2
- ・母子手帳などの成長の記録が確認できるもの。また、お薬手帳などの服薬状況が確認できるもの
- ・知能検査の結果や小学校・中学校・高校等の成績表、学力テストの結果など知的能力の遅れが生じていたことを確認できるもの
- ・印鑑 ※2

※1 対象者が15歳未満の場合は、保護者が申請者になりますが、マイナンバー確認書類は対象児童のみ必要となります。

※2 代理の方が手続きされる場合のみ必要です

○ 障害の程度について

宮城県中央児童相談所または宮城県リハビリテーション支援センターにおいて、障害の程度により、A（最重度・重度）とB（中度・軽度）に認定されます。

○ 療育手帳に記載される第1種・第2種について

知的障害者旅客運賃割引規則によって第1種と第2種に分けられます。この規則は、知的障害者が単独または介護者と共に旅客鉄道会社等が経営する鉄道・船、飛行機に乗る場合に適用します。

○ 療育手帳交付後の障害程度の確認（再判定手続き）

療育手帳の交付後、原則として18歳未満は2年ごと、18歳以上は5年ごとに障害の程度を確認するため、宮城県中央児童相談所または宮城県リハビリテーション支援センターにおいて再判定を行います。

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL：0223-23-0509

FAX：0223-24-0406

社会福祉課 障害福祉係に申請し、①18歳未満の方は宮城県中央児童相談所で、②18歳以上の方は宮城県リハビリテーション支援センターで判定を行います。

（住所：名取市美田園二丁目1番地の4 ※①②とも同住所です）

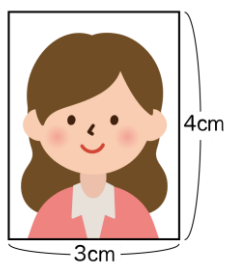
社会福祉課での申請手続きを行うにあたり、面談が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

○ 手帳交付後に手続きが必要となるとき

このようなとき	必要な手続き	手続きに必要なもの			
		写 真	個人番号 確認書類	療育手帳	印鑑
・ 再判定を受けるとき (再判定月の3か月前ごろから手続き可)	再判定の申出	※	○	○	○
・ 本人や保護者の住所や氏名が 変わったとき	記載事項変更届	×	○	○	×
・ 手帳を紛失、破損したとき ・ 写真を貼り替えるとき	再交付申請	2枚	○	○ (紛失以外)	×
・ 仙台市、県外に転出するとき ・ 死亡したとき	返還の届出	×	○ (死亡以外)	○	×

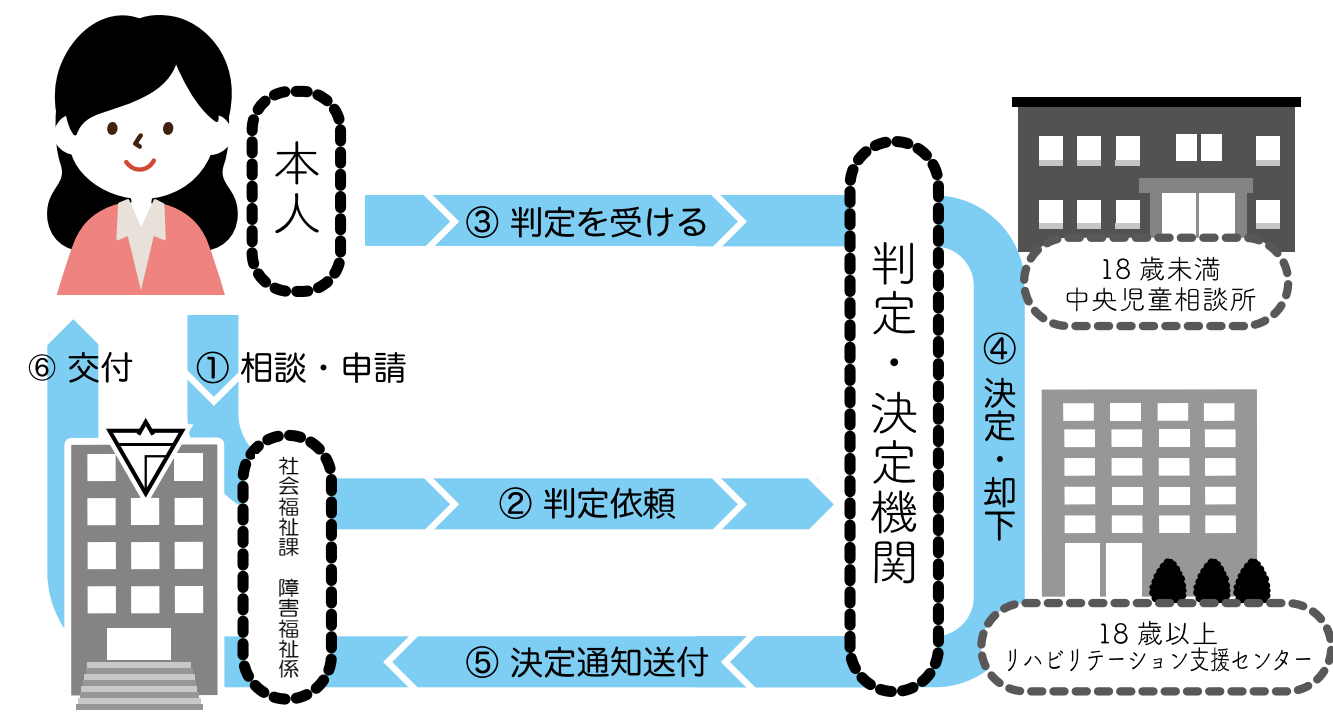
※ 療育手帳の「判定の記録」の欄に空きがない場合には、手帳の再交付申請手続きが必要になりますので、写真2枚をお持ちください。

○ 写真について



- ・ 白黒・カラー・どちらでも可
- ・ 手持ちのカメラで撮影し、写真用紙に印刷したものも可
- ・ 一年以内に撮影したもの
- ・ 帽子をかぶっていない上半身の写真
- ・ 顔がはっきり写っているもの（小さすぎるものは不可）

○ 療育手帳の交付申請から受け取りまでの流れ



精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、手帳の交付を受けた方が、一定の精神障害の状態にあることを証明し、各種の支援サービスを受けやすくすることにより、精神障害のある方の社会復帰と社会参加の促進を目的とした制度です。

○ 対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある方

○ 有効期間

発行日から2年間

(有効期間満了日の3か月前から更新の申請ができます。)

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL：0223-23-0509

FAX：0223-24-0406

○ 手続きに必要なもの

- ・ 障害者手帳申請書
(宮城県精神保健福祉センターのホームページからダウンロードもできます。)
- ・ 以下の①②のうち、いずれか一つ
 - ① 所定の診断書 (※申請前3ヶ月以内の発行)
(初診日から6か月以上経過した時点のもの。用紙は社会福祉課にあります。宮城県精神保健福祉センターのホームページからダウンロードもできます。)
 - ② 精神障害を支給事由とする障害年金または特別障害給付金の給付を現に受けていることを証する書類の写し (障害年金証書の写し、障害年金払込通知書の写しなど)
- ・ 写真1枚 (縦4cm×横3cm)
- ・ 手続きされる方の本人確認書類 (顔写真があるものは1種類、ないものは2種類)
- ・ 対象者のマイナンバーカード
(通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします)
- ・ 委任状または対象者の健康保険証もしくはマイナンバーカード ※
- ・ 印鑑 ※
※ 代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

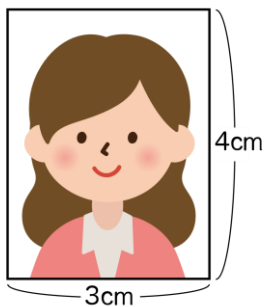
○ 手帳交付後に手続きが必要となるとき

このようなとき	必要な手続き	手続きに必要なもの				
		診断書 または 年金証書	写 真	個人番号 確認書類	障害者 手帳	印鑑※2
有効期限が切れるとき (3か月前から手続き可)	更新	○	※1	○	○	○
住所や氏名が変わったとき	記載事項変更届	×	×	○	○	○
手帳を紛失・破損したとき	再交付申請	×	1枚	○	○ (紛失以外)	○
障害の程度が変わったとき		○	1枚	○	○	○
死亡したとき	返還の届出	×	×	×	○	○

※1 障害者手帳の「更新」の欄に空きがない場合には、写真1枚をお持ちください。

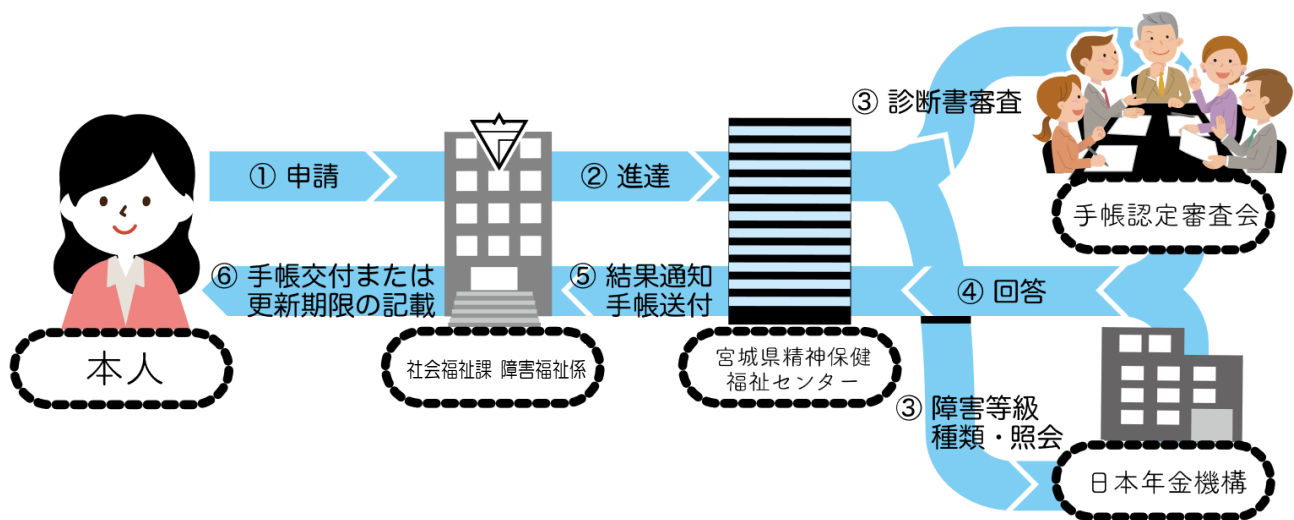
※2 代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

○ 写真について



- ・白黒・カラー・どちらでも可
- ・手持ちのカメラで撮影し、写真用紙に印刷したものも可
- ・一年以内に撮影したもの
- ・帽子をかぶっていない上半身の写真
- ・顔がはっきり写っているもの（小さすぎるものは不可）

○ 申請～受け取りまでの流れ



○ 障害の程度の判定

精神障害者保健福祉手帳審査会の審査を経て、宮城県（精神保健福祉センター）が決定します。

○ 障害の程度

等 級	状 態
1 級	精神障害があつて身のまわりのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする程度の方 （障害年金1級相当）
2 級	精神障害があつて日常生活が著しい制限を受けており、援助を必要とする程度の方 （障害年金2級相当）
3 級	精神障害があつて日常生活または社会生活に一定の制限を受けている方

手当・助成制度

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害を有し、在宅で常時介護を受けることが必要な20歳未満の方に対し、その障害によって生じる負担の軽減を図る手助けのひとつとして本人に手当を支給するものです。

○ 支給対象者

在宅での日常生活において、常時の介護を必要とする一定程度の障害の状態にある20歳未満の方に支給されます。

ただし、施設に入所している方や、障害を理由とする公的年金を受給している方、障害児本人またはその扶養義務者等の所得が一定額を超えている場合は受給できません。

○ 手当額

月額 15,690円(令和6年4月以降分)

※ 経済状況により変更となる場合があります。

○ 支給月

5月 (2月～ 4月分)

8月 (5月～ 7月分)

11月 (8月～10月分)

2月 (11月～ 1月分)

○ その他

認定後、申請のあった月の翌月から20歳の誕生日の月分まで支給されます。毎年8月に現況届の提出が必要です。所得制限があるため、本人や扶養義務者の所得により支給が停止されることがあります。障害程度については、申請前にあらかじめご相談いただくことをお勧めいたします。

○ 手続きに必要なもの

- ・ 障害児福祉手当認定請求書
 - ・ 障害児福祉手当所得状況届
 - ・ 診断書（障害児福祉手当用の診断書が必要です。あらかじめ問い合わせください）
 - ・ 手続きされる方の本人確認書類（顔写真があるものは1種類、ないものは2種類）
 - ・ 手当請求者及び扶養義務者のマイナンバーカード（通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします）
 - ・ 委任状または対象者の健康保険証もしくはマイナンバーカード ※
 - ・ 印鑑 ※
- ※ 代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL：0223-23-0509

FAX：0223-24-0406

特別障害者手当

在宅で常時特別の介護を必要とする極めて重度の障害を有する方に対し、その障害によって生じる負担の軽減を図る手助けのひとつとして手当を支給するものです。

○ 対象者

日常生活において、常時特別の介護を必要とする一定程度の障害の状態にある20歳以上の方に支給されます。

ただし、施設に入所中の方や、病院、診療所または介護老人保健施設等に継続して3か月を超えて入院中の方、本人またはその扶養義務者の所得が一定額を超える場合は受給できません。

○ 手当額

月額 28,840円（令和6年4月以降分）
※経済状況により変更となる場合があります。

○ 支給月

5月（ 2月～ 4月分）
8月（ 5月～ 7月分）
11月（ 8月～10月分）
2月（11月～ 1月分）

○ 手続きに必要なもの

- ・ 特別障害者手当認定請求書
 - ・ 特別障害者手当所得状況届
 - ・ 診断書（特別障害者手当用の診断書が必要です。あらかじめ問い合わせてください。）
 - ・ 公的年金の収入額がわかる書類
 - ・ 手続きされる方の本人確認書類（顔写真があるものは1種類、ないものは2種類）
 - ・ 手当請求者及び扶養義務者もしくは配偶者のマイナンバーカード（通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします）
 - ・ 委任状または対象者の健康保険証もしくはマイナンバーカード ※
 - ・ 印鑑 ※
- ※ 代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL：0223-23-0509

FAX：0223-24-0406

○ その他

認定後、申請のあった月の翌月から支給されます。毎年8月に現況届の提出が必要です。所得制限があるため、本人や扶養義務者の所得状況により支給が停止されることがあります。障害程度については、申請前にあらかじめご相談いただくことをお勧めいたします。

心身障害者医療費助成

心身に重度の障害のある方が、必要な医療を安心して受けられるよう医療費の自己負担額を助成する制度です。助成を受けるには登録申請が必要となります。

○ 対象者

- ・身体障害者手帳「1～3級」の方
- ・精神障害者保険福祉手帳「1級」の方
- ・療育手帳「A」判定の方
- ・療育手帳「B」判定かつ知的障害者福祉法に定める職親に委託されている方
- ・特別児童扶養手当「1級」の方

○ 助成範囲

保険診療による自己負担額分

(歯科・調剤薬局・訪問看護・柔道整復も含む)

※保険の適用されない部分(健康診査・予防接種・差額室料・溶剤の容器代・入院時の食事代など)は助成されません。

※ご加入の健康保険から「高額療養費」や「附加給付」が支給される場合は、その額を差し引いて助成します。

※附加給付が支給された方は、支給額を社会福祉課に申告してください。申告が無く、二重給付となった場合は、助成金の返還請求をすることがあります。

○ 手続きに必要なもの

- ・心身障害者医療費受給資格登録(更新)申請書
- ・健康保険証(被保険者と助成対象者のもの)
- ・預金帳(受給者名義のもの)
- ・助成対象であることを証明できる手帳や証書(有効期限が切れていないもの)
- ・手続きされる方の本人確認書類(顔写真があるものは1種類、ないものは2種類)

- ・受給者のマイナンバーカード(通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします)

○ 助成を受けるためには

医療機関を受診する際、月に一度、保険証と一緒に「心身障害者医療費受給者証」を提示し、「心身障害者医療費助成申請書(黄色の紙)」をご記入のうえ、医療機関窓口に提出してください。医療費は一旦自己負担していただきますが、受診月の3～5か月後に岩沼市から登録口座へ振込みます。

※心身障害者医療費助成申請書の提出がなされない場合は、振込みが出来ません。提出いただいた3～5か月後に市から登録口座に振り込まれます。

※支給前に助成金の明細を支払通知書にてお知らせいたします。

※心身障害者医療費助成申請書は、医療機関(調剤薬局等含む)ごとに1か月に1枚提出してください。また、同じ医療機関であっても、1か月のうちに入院と外来があった場合は、それぞれ1枚ずつ提出が必要です。

※県外の医療機関で受診した場合は、領収書(原本)受給者証、健康保険証を持参いただき、社会福祉課に「心身障害者医療費助成申請書」を提出してください。

※手帳交付や転入などの事実が発生した日から助成を受けるためには、事実が発生した日から1か月以内に登録申請をしてください。1か月を超えてから申請した場合、申請日からの助成対象となる場合があります。

○ 所得の制限について

障害者本人・保護者・配偶者・扶養義務者の前年の所得が岩沼市の条例で規定する所得制限限度額以上の場合、その年の10月～翌年9月まで、助成は受けられません。

※ 本人と住所の直系血族及び兄弟姉妹は扶養義務者として所得制限の判定を行います。

○ 有効期間の更新について

登録の有効期間は、通常10月1日～9月30日ですが、資格審査により継続助成と認定された方には、9月中に有効期間が更新された受給者証を郵送しますので、更新手続は不要です。詳しくは広報いわぬま9月号をご覧ください。

ただし、1月1日現在、他市区町村に居住していた場合は、資格審査のために別途書類が必要となる場合があります、その際は9月頃の更新時期に社会福祉課からお知らせが届きます。

○ 変更・喪失の届出について

※ 以下の時は届出が必要となります。

受給者証・健康保険証・預金通帳・印鑑をお持ちください。

- ① 住所・氏名・口座の変更があったとき
- ② 加入健康保険の変更があったとき
- ③ 受給対象者でなくなったとき
(障害の改善や対象者の死亡)
- ④ 生活保護を受けることになったとき

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0223-23-0509

FAX: 0223-24-0406

障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当するよりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

○ 受給要件

次の1から3のすべての要件を満たしている方が、支給されます。

要件	障害基礎年金	障害厚生年金 障害手当金（一時金）
1 初診日	障害の原因となった病気やけがの初診日※が、次のいずれかの間にあること。 ・国民年金加入期間 ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間	厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日※があること。
2 障害 状態 該当	障害の状態が、障害認定日※（障害認定日以降に20歳に達したときは、20歳に達した日）に障害等級表に定める1級または2級に該当していること。	障害の状態が、障害認定日※に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。 ただし、障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。 また、初診日から5年以内に治っていて（症状が固定）、治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽く、障害等級表に定める障害の状態である場合は、障害手当金（一時金）に該当します。

3 保険料 納付	初診日の前日に、初診日がある月の2ヵ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。 20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。	障害基礎年金と同様。 【共通：保険料納付要件の特例】 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の2ヵ月前までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。
-------------------------	---	--

※初診日…障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

※障害認定日…障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6ヵ月をすぎた日、または1年6ヵ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）は、その日をいいます。

○ 請求時期

<障害認定日による請求>

障害認定日に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日の翌月分）から年金を受け取ることができます。このことを「障害認定日による請求」といいます。

例：初診日➡平成31年4月25日
障害認定日
➡令和2年10月25日
（初診日から1年6ヵ月をすぎた日）
請求日
➡令和2年10月25日以降
（令和2年11月分～受け取り可）
※遡及して受けられる年金は、時効により、5年分が限度です。

<事後重症による請求>

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後症状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには、請求日の翌月から障害年金を受け取ることができます。このことを「事後重症による請求」といいます。

例：初診日➡平成25年10月
障害認定日➡平成27年4月
（障害非該当）
障害年金該当症状の出現または治療開始➡令和2年10月10日
請求日➡令和2年10月25日
（令和2年11月分～受け取り可）
※請求書は65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。
※請求日が遅くなると、受け取りの開始時期が遅くなります。

○ 年金額・年金に該当する状態

障害の状態により、障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。

また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。

なお、1級の障害年金額は、2級の1.25倍となります。

障害基礎年金、障害厚生年金、障害手当金（一時金）それぞれの年金額や該当する状態（障害等級表）などの詳細については、仙台南年金事務所または健康増進課へお問い合わせください。

○ 手続き

障害年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。

請求書類の提出先は、障害基礎年金については仙台南年金事務所または市役所健康増進課、障害厚生年金または障害手当金（一時金）については仙台南年金事務所（初診日時点で共済組合等に参加していた方は、初診日時点で加入していた共済組合等）となります。

受給要件の確認や手続きに必要な書類（診断書など）の確認のため、必ず事前に上記の提出先のいずれかの場所または電話でご相談ください。

○ 申請先・問合せ

【障害基礎年金】

▶ 仙台南年金事務所

〒982-8531

宮城県仙台市太白区長町南1-3-1

TEL: 022-246-5111

▶ 市役所3階 健康増進課

TEL: 0223-23-0809

FAX: 0223-22-1315

【障害厚生年金・障害手当金（一時金）】

▶ 仙台南年金事務所

〒982-8531

宮城県仙台市太白区長町南1-3-1

TEL: 022-246-5111

【年金相談に関する一般的なお問い合わせ】

▶ ねんきんダイヤル

TEL: 0570-05-1165

特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の方に対し、児童の福祉の増進を図るため、児童を扶養する父母または養育者に対して支給されるものです。

○ 対象者

政令で定められている1級または2級程度（手帳の障害等級とは別基準）の障害を有する20歳未満の方（以下対象児童という）を扶養する父母または養育者。

障害認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、宮城県の判定医が行います。

○ 手当額

1級：月額 55,350円

2級：月額 36,860円

※経済状況により変更となる場合があります。

※令和6年4月より適用

○ 支給月

4月（12月～ 3月分）

8月（ 4月～ 7月分）

11月（ 8月～11月分）

○ その他

申請月の翌月から20歳の誕生日の月まで支給されます。

毎年8月に所得状況届の提出が必要です。

本人や扶養義務者の所得により、支給が停止されることがあります。

○ 手続きに必要なもの

- ・戸籍謄本（1か月以内に発行されたもの）
 - ・住民票（対象児童が岩沼市外に住んでいる場合に必要。対象児童の世帯全員分の記載省略されていない1か月以内に発行されたもの。）
 - ・対象児童の診断書
（身体障害者手帳やA判定の療育手帳がある場合は省略できる場合があります。）
 - ・請求者名義の通帳の写し
 - ・手続きされる方の本人確認書類（顔写真があるものは1種類、ないものは2種類）
 - ・同居者全員分のマイナンバーカード
（通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします）
- ※申請や養育の状況などにより、別途書類が必要となる場合があります。

○ 申請窓口・問合せ先

市役所3階 子ども福祉課

TEL: 0223-23-0529

※申請時には、書類の記入や面談などで40分程度時間がかかりますので、電話等で予約を入れてから申請するようお願いします。

障害児・者 優遇制度

-身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者に対する優遇制度-

<税制上の優遇制度> 令和6年4月1日時点

種 類	内 容	身 障	療育	精 神	窓 口
所 得 税	障害者控除	3～6級	B	2～3級	仙台南 税務署
	特別障害者控除	1～2級	A	1級	
	配偶者控除及び扶養控除の同居特別障害者加算	1～2級	A	1級	
	心身障害者扶養共済制度掛金の所得控除	1～3級	○	○	
	マル優制度（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度）	○	○	○	
	特別マル優制度（障害者等の少額公債の利子の非課税制度）				
相 続 税	障害者控除	3～6級	B	2～3級	仙台南 税務署
	特別障害者控除	1～2級	A	1級	
贈 与 税	特定障害者扶養信託契約により6,000万円 まで非課税 （特別障害者以外の特定障害者は3,000万円まで）	1～2級	A	1級	
消 費 税	義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工 喉頭、車椅子、身体障害者の使用に供するための 特殊な性状、構造または機能を有する自動車な どの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請 負およびこれら身体障害者用物品の修理のうち 一定のものは非課税	○	—	—	
住 民 税	前年所得135万円以下非課税	○	○	○	市役所2階 市民・税務課
	障害者控除	3～6級	B	2～3級	
	特別障害者控除	1～2級	A	1級	
	同居特別障害者配偶者控除、扶養控除	1～2級	A	1級	
個 人 事 業 税	重度の視覚障害者があんま、マッサージ、指圧、 はり、きゅう等の医業に類する事業を行う場合 は非課税	○	—	—	仙台南 県税事務所
自動車税 （環境性能割・ 種別割） 軽自動車税 （環境性能割） （種別割）	・一定の障害等級以上の身体障害者等が取得（所 有）した自動車で、専ら身体障害者等の本人が運 転するもの若しくは専ら生計同一者が運転する もの ・ 障害者等のみで構成される世帯の身体障害者 等が取得（所有）した自動車で、専らその常時介 護者が運転するもの ※本人運転以外は身体障害者等の通学、通院、 又は生業のために使用するものに限る。	○ 一定以上の 等級に限る	A	1級	●自動車税 および軽自 動車税（環 境性能割） →仙台南県 税事務所 ●軽自動車税 （種別割） →市役所2階 市民・税務課

＜旅客鉄道運賃割引＞ 割引率等詳細については最寄りの旅客鉄道会社へお問い合わせください。

区分	割引乗車券	対象者	取扱区間
第1種身体障害者 第1種知的障害者	普通乗車券 回数乗車券 急行券 定期乗車券 (小児は除く)	本人及び 介護者1名	各駅相互間 (ただし、単独で乗車する場合には片道100kmを超える区間に限る)
第2種身体障害者 第2種知的障害者	普通乗車券	本人	各駅相互間(片道100kmを超える区間に限る)
12歳未満の 第2種身体障害者 第2種知的障害者	定期乗車券 (介護者とともに 乗車する場合のみ)	本人及び 介護者1名	各駅相互間

＜航空旅客運賃割引＞ 割引率等は各社異なるので、詳細はそれぞれお問い合わせください。

区 分	対象者	適用区間
第1種身体障害者 第1種知的障害者 (介護者とともに利用する場合)	本人及び 介護者1名	定期航空路線の国内線全区間
第2種身体障害者 第2種知的障害者	本人	

＜宮城県の公共施設利用料金の割引＞ ※下記の他にも対象施設はあります。

慶長使節船 ミュージアム	蔵王野鳥の森 自然観察センター 「ことりはうす」	県立美術館	東北歴史博物館
石巻市渡波字大森 30-2 TEL 0225-24-2210	刈田郡蔵王町遠刈田温泉 字上ノ原 162-1 TEL 0224-34-1882	仙台市青葉区川内元支倉 34-1 TEL 022-221-2111	多賀城市高崎一丁目 22-1 TEL 022-368-0101
観覧料無料	入館料無料	・常時展示観覧料無料 ・特別企画展示観覧料半額	・常設展示観覧料無料 ・特別企画展示観覧料半額
※対象となる手帳や介護者に対する支援など、詳細は各施設にご確認ください。			

<その他の割引> ※詳細はそれぞれの会社等にお問合せください。

種 類	内 容	割引率	身障	療育	精神	手続き・問合わせ
有料道路 通行料金	障害者本人が運転する場合 (鉄道旅客運賃減額 1 種及び 2 種とも該当)	50%	○	A のみ	—	社会福祉課 障害福祉係 ※車検証と手帳を持参 (2 種障害者は運転免許 証も持参) ※ETC の場合、本人名 義の ETC カードと 車載器管理ナンバー が必要 ※自動車を保有してい ない方でも本割引を 利用できます (ただし 事前に割引登録申請が 必要。親族や知人等の所 有する自動車、レンタカ ーなどが対象)。詳しく は社会福祉課窓口も しくは NEXCO 東日本 お客さまセンター※ までお問い合わせく ださい。 ※0570-024-024 または 03-5308-2424
	障害者本人以外が運転し、 障害者本人が同乗する場合 (鉄道旅客運賃減額 1 種のみ 該当)		1 種 のみ		—	
市民バス・デマン ドタクシー運賃 AI 乗合バス運賃	手帳所持者が乗車する場合 (※デマンドタクシー、AI 乗 合バスは事前予約が必要)	無料 50%(AI)	○	○	○	デマンドタクシーは事 前登録が必要 (生活環 境課)
NHK 放送受信料	身体・知的・精神障害者がい る世帯で、世帯員の全てが 市民税非課税の場合	無料	○	○	○	問い合わせ…NHK (0570)-077077 申請窓口…
	視覚・聴覚障害者が世帯主 かつ契約者の場合	50%	視覚 聴覚	—	—	① 社会福祉課 ※福祉事務所発行の 証明書を NHK 宛 てに郵送 ② NHK へ直接郵送 ※NHK のホームペー ジ「受診料の窓 口」お申し込みフ ォームに必要事項 を入力、申請書と 封筒を取り寄せ、 免除基準に該当す ることを証明する 書類を準備し、専 用の返信用封筒に て NHK 宛てに郵送 ※詳細は NHK のホー ムページにてご確 認ください。
	重度の身体・知的・精神障害者 が世帯主かつ契約者の場合		1~2 級	A	1 級	

種 類	内 容	割引率	身障	療育	精神	
盲人用郵便物	盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの	無料	視覚	—	—	※ ₁ ...各郵便局にお問 合わせください。
	盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便が指定する施設から差し出す場合またはこれらの施設に差し出す場合					
点字ゆうパック	点字図書などを内容とするもの	※ ₁	視覚	—	—	
心身障がい者用 ゆうメール	図書館との間で閲覧図書の貸出・返却に利用	※ ₁	○	○	—	
聴覚障がい者用 ゆうパック	聴覚障がい者用のDVDなどの録画物を内容とする荷物を、日本郵便が指定する施設と聴覚障害者との間で貸出・返却するための発受	※ ₁	聴覚	—	—	
青い鳥郵便はがき	1人につき通常郵便はがき20枚を無償配布	無料	1・2級	A	—	
NTT番号案内料	ふれあい案内(無料番号案内)利用時の通話料	無料	視覚 1～6級 聴覚 2～4級 及び6級 音声・ 言語・ そしゃく 3・4級 肢体 1・2級	○	○	事前登録が必要 詳しくはフリーダイヤル 0120-104174 まで
定期預金等の利子 非課税(マル優)	350万円までの定期預金の利子に対する課税が非課税になります。		○	○	○	最寄りの税務署まで お問い合わせください。
携帯電話	基本使用料等		○	○	○	割引内容は、各契約 会社にお問い合わせ ください。

岩沼市民図書館 配送サービス

障害などにより、図書館への来館が困難な方に図書館の本をお届けします。

○対象者

岩沼市内にお住まいで、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳保持者
- (2) 療育手帳保持者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者
- (4) (1)～(3)に準じる者で、来館が困難であると図書館長が認めた者

○利用登録

ご利用いただくには、利用登録が必要です。来館または郵送により申請してください。

来館の場合は、上記いずれかの手帳を必ずご持参ください（代理人による申請も可）。

郵送の場合は、市民図書館から利用登録書を送付します。電話等でお問い合わせください。

また、図書館カードをまだお持ちではない方は図書館カードの利用登録も必要です。

○貸出点数・期間

貸出点数…岩沼市民図書館内の図書・雑誌合わせて7点以内

貸出期間…30日間
(配送に要する日数を含む)

○借りたいとき

電話・FAX・メール・インターネット予約でお申し込みください。インターネット予約の場合は、岩沼市民図書館のホームページにアクセスし、ログイン（利用者番号及びパスワード入力）して予約してください。

※メールアドレスは、登録時に配布される用紙に記載されています。ご確認ください。

○費用

無料（送料は図書館が負担）

○申請窓口・問い合わせ先

岩沼市民図書館

〒989-2448 岩沼市二木2-8-1

TEL: 0223-24-3131

FAX: 0223-25-1713



その他の事業・制度

福祉タクシー利用助成制度 ・自動車等燃料費助成制度

心身に重度の障害がある方等に対して、社会参加の促進と福祉の向上を図るため、タクシー利用料金あるいは自動車等の燃料費購入費用の一部を助成するものです。

○ 申請窓口

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0223-23-0509

※ 毎年度申請が必要です。

詳しくは「広報いわぬま」3月号をご覧ください。

○ 対象

市内に住所を有し、在宅で生活する方で次のいずれかの要件に該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級
- ② 療育手帳「A」
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ④ 特定疾患等により治療を受けている方で、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方

福祉タクシー利用		自動車等燃料費
助成券1枚（500円相当）を年間最大48枚交付。 ※申請した月を基準として助成券を「1月あたり4枚×年度残月数」交付します。	助成額	助成券1枚（500円相当）を年間最大24枚交付。 ※申請した月を基準として助成券を「1月あたり2枚×年度残月数」交付します。
・上記要件に該当する障害者手帳または特定疾患医療受給者証	手続きに必要なもの	・上記要件に該当する障害者手帳または特定疾患医療受給者証 ・車検証（コピー可） ※ 対象となる自動車等は、障害者本人または障害者の介護のために同居する家族が所有するものに限ります。同居していない（住所が同一でない）家族が所有する自動車等は申請できません。
●既に「自動車等燃料費の助成」を受けている方、社会福祉施設に入所している方及び生活保護受給者は対象外です。 ●助成券交付後の再交付および自動車等燃料費の助成券との交換はできません。あらかじめご了承ください。	備考	●既に「福祉タクシー利用の助成」を受けている方、施設に入所している方及び生活保護受給者は対象外です。 ●助成券交付後の再交付および福祉タクシー利用の助成券との交換はできません。あらかじめご了承ください。

車いす短期貸与（無料）

問合せ・受付場所	対象者	貸与期間
社会福祉課 障害福祉係 TEL: 0223-23-0509	岩沼市にお住まいの方	概ね2週間未満
岩沼市社会福祉協議会（i あいプラザ内） TEL: 0223-29-3711	介護保険の車椅子貸与該当者以外の方	概ね3か月未満

心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

この制度は障害のある方を扶養している保護者の方々の連帯と相互扶助の精神に基づき、障害のある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害のある方の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図る目的で生まれました。

実施主体は都道府県・指定都市で、任意加入となっています。保護者が死亡または重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円（2口加入の場合は4万円）の年金が生涯にわたり支給されます。

障害のある方一人に対して2口まで加入でき、加入者が他の都道府県・政令指定都市に転出されても、転出先での加入手続きにより継続して加入いただけます。

なお、今後の経済情勢の変化、制度の収支状況等により、定期的に制度の見直しがされています。

○ 加入できる保護者等の要件

障害のある方を現に扶養している保護者（父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母・その他の親族など）で、以下の要件を満たす方が対象となります。

- ・その都道府県・政令指定都市に住所がある方
- ・加入時（口数追加の場合は口数追加時）の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満の方

- ・特別の疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態である方（健康状態等によっては、この制度に加入できないことがあります）

※障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人です。

○ 障害のある方の範囲

下記のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる方（年齢は問いません）

- ・知的障害
- ・身体障害（身体障害者手帳1～3級）
- ・その他精神または身体に永続的な障害があり（統合失調症・脳性麻痺・進行性筋萎縮症・自閉症・血友病）、その障害の程度が上記の者と同程度と認められる方

○ 掛金

※平成20年度以降加入

加入者の年齢	一口あたりの掛け金 (月額)
～34歳	9,300円
35～39歳	11,400円
40～44歳	14,300円
45～49歳	17,300円
50～54歳	18,800円
55～59歳	20,700円
60～64歳	23,300円

※掛金減免制度があります。

詳しくはお問い合わせください。

○ 年金給付について

年金は障害のある方の生涯にわたって支給されます。

1口加入の方	月額2万円
2口加入の方	月額4万円

○ 弔慰金の支給

加入者の生存中に、障害のある方がお亡くなりになった時は、加入期間に応じて加入者に弔慰金が支給されます。

※この場合、年金は支給されません。

○ 脱退一時金の支給

5年以上加入した後に、加入者からの申し出によりこの制度から脱退したとき、または加入口数を2口から1口に減らしたときは、加入期間に応じて加入者に脱退一時金が支給されます。

○ 注意

- ・制度改正の際には、給付内容・掛金等が変更されることがあります。
- ・加入者の生存中に障害のある方がお亡くなりになったとき、またはこの制度から脱退したときは、年金は支給されません。既に払い込んだ掛金は返還されません。

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0223-23-0509

FAX: 0223-24-0406

在宅酸素濃縮器利用助成事業

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害をお持ちの方に対し、酸素濃縮器の使用に要する電気料金の一部を助成します。

○ 対象

市内に住所を有する呼吸器機能障害3級以上の身体障害者手帳を所持し、医師の指示により居宅において酸素濃縮器を利用している方

※事前に登録申請が必要です。

○ 手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳1～3級(呼吸器機能障害)
 - ・在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金受給者登録申請書
 - ・酸素濃縮器使用指示書(医師記入)
 - ・酸素濃縮器使用証明書(メーカー記入)
- ※用紙は全て社会福祉課にあります。
- ・対象者の預金通帳(口座の登録に必要)

○ 助成額

岩沼市在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業助成額基準表における助成額

※詳細は申請時にご確認ください。

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0223-23-0509

FAX: 0223-24-0406

緊急通報システム事業

緊急通報システムを貸与することにより、家庭内で急病や事故などのため、緊急に救援を必要とする場合、あらかじめ組織された地域協力体制により速やかに救援を行います。

○ 対象

重度心身障害者、または精神保健および精神障害者福祉に関する法律第5条に規定されているひとり暮らしの方

※ 利用前に、あらかじめ3名の協力員を決めておいていただく必要があります

○ 申請窓口

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0223-23-0509

FAX: 0223-24-0406

駐車禁止の対象除外

歩行困難と認められる障害者等が使用する自動車に対し、「駐車禁止除外指定車標章」を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識、道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむを得ない場合で、自動車に障害者等が現に使用しているときまたは駐車しているときに限り、駐車を認めています。

ただし法定の駐停車、駐車禁止場所については対象外です。

駐車により交通に危険を生じさせる場所または交通を著しく阻害する場所には駐車しないでください。

(障害者等本人に標識交付となります。)

○ 有効期間

最長3年

○ 対象者

- 身体障害者手帳所持者で、歩行が困難と認められる方(24ページ一覧のとおり)
- 療育手帳「A判定」
- 精神障害者保健福祉手帳「1級」
- 戦傷病者・紫外線要保護者(色素性乾皮症患者)

○ 手続きに必要なもの

- ・障害者手帳の写し1部
- ・自動車検査証の写し1部
- ・主に運転する方の免許証の写し1部
- ・医師意見書

(※障害の程度によっては必要となります。事前にご確認ください。)

○ 手続き・問合せ先

岩沼警察署交通課 TEL: 0223-22-4341

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1～3級、4級の1	特別項症～第四項症
聴覚障害		2・3級	
平衡機能障害		3級	
上肢不自由		1級、2級の1・2	特別項症～第三項症
下肢不自由		1～4級	
体幹不自由		1～3級	特別項症～第四項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	—
	移動機能	1・2級	—
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸の機能障害		1・3級	特別項症～第三項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級	—
肝臓機能障害		1～3級	特別項症～第三項症

※ 平衡機能障害(5級)、下肢機能障害(5・6級)または脳病変による運動機能障害(3・4級)の方でも、医師の意見書により上記と同程度の歩行困難者と認められた場合には交付対象となりますので、あらかじめ最寄の警察署へお問い合わせください。

自立支援医療

自立支援医療（育成医療）

自立支援医療費（育成医療）の支給とは、身体に障害のある18歳未満の児童で、確実な治療効果が期待される場合に、その障害を除去または軽減、もしくは今後生じるであろう障害を予防等するために行う医療を対象として支給するものです。

○ 対象者

岩沼市内に居住する満18歳未満の児童で、身体に障害のある児童（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む）であって、主治医（指定医療機関の医師）が確実な治療効果が期待されると認める方

○ 育成医療の対象となる障害

- * 視覚障害
- * 聴覚・平衡機能障害
- * 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害
- * 肢体不自由
- * 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸・小腸または肝臓の機能障害
- * 先天性の内臓機能の障害
（手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限る）
- * ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

○ 手続きに必要なもの

- ・ 自立支援医療（育成医療）支給認定申請書
 - ・ 自立支援医療（育成医療）意見書
（指定自立支援医療機関の医師が作成したもの）
 - ・ 対象者の健康保険証（または生活保護受給証）
 - ・ 市民税等調査同意書
- ※世帯全員が市民税非課税の場合は、保護者全員の収入が確認できる書類（通帳の写し、年金証書の写し、年金振込通知書の写しなど）を添付してください。
- ・ 手続きされる方の本人確認書類（顔写真があるものは1種類、ないものは2種類）
 - ・ 対象者および対象者と同じ医療保険に加入している方全員のマイナンバーカード（通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします）
 - ・ 委任状もしくは対象者の健康保険証またはマイナンバーカード ※
 - ・ 印鑑 ※
- ※ 代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係
TEL: 0223-23-0509
FAX: 0223-24-0406

○自己負担額

原則として治療に要する費用の1割を負担していただきますが、本人の属する世帯の経済的負担能力に応じて、段階的な負担上限額が設定されています。また、継続的な療養を必要とする疾病に対する更なる軽減措置（下表黄色部分）があります。

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生活保護 1	低所得 1 2	低所得 2 3	中間 1 4	中間 2 5	一定以上 6
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	対象外
					対象となる障害が 「重度かつ継続」に 該当する場合 負担上限額 20,000円

※令和9年3月31日まで上記のとおりとなります。

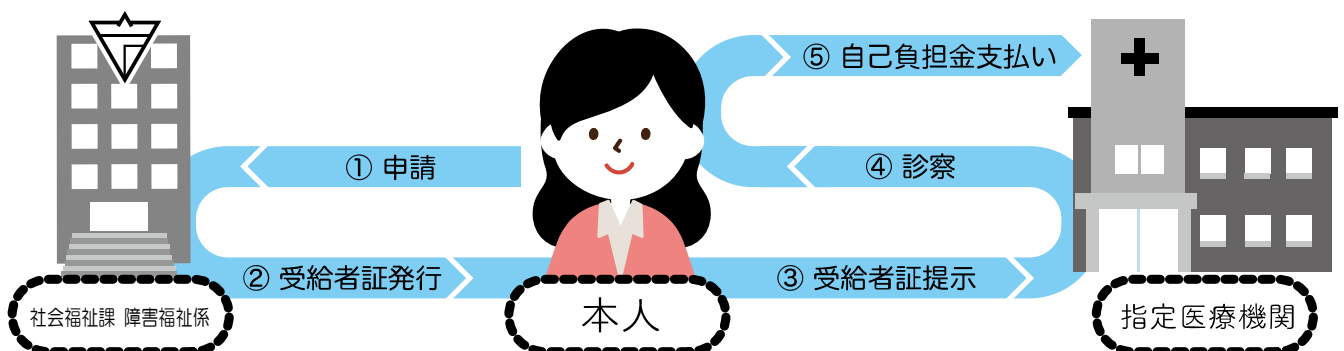
○ 注意事項

- ・自己負担額は所得や疾病・症状などに応じて上限額が設定されます。

なお、一定所得以上の世帯に属する方で「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。

- ・治療開始前の申請が必要です。

○ 申請～給付までの流れ



自立支援医療（更生医療）

更生医療とは、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の者で、一般の医療では既に治療が終了したと考えられる障害に対して、日常生活の向上のため、障害を軽くしたり、身体機能を回復させたりする手術等の医療をいいます。

○ 手続きに必要なもの

- ・ 自立支援医療(更生医療)支給認定申請書
- ・ 自立支援医療(更生医療)に関する意見書
(指定自立支援医療機関の医師が作成したもの)
- ・ 対象者の健康保険証 (または生活保護受給証)
- ・ 市民税等調査同意書

※世帯全員が市民税非課税の場合は、対象者の収入が確認できる書類（通帳の写し、年金証書の写し、年金振込通知書の写しなど）を添付してください。

- ・身体障害者手帳
 - ・手続きされる方の本人確認書類
(顔写真があるものは1種類、ないものは2種類)
 - ・対象者および対象者と同じ医療保険に加入している方全員のマイナンバーカード（通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします）
 - ・委任状もしくは対象者の健康保険証またはマイナンバーカード ※
 - ・印鑑 ※
- ※ 代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

○対象となる障害と標準的な治療例

視覚障害	白内障 → 水晶体摘出手術 網膜剥離 → 網膜剥離手術 瞳孔閉鎖 → 虹彩切除術 角膜混濁 → 角膜移植術
聴覚障害	鼓膜穿孔 → 穿孔閉鎖術 外耳性難聴 → 形成術
言語障害	外傷性または手術後に生じる発音構語障害 → 形成術 唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者 → 歯科矯正
肢体不自由	関節拘縮、関節硬直 → 形成術、人工関節置換術等
内部障害	<心臓>・・・先天性疾患 → 弁口・心室心房中隔に対する手術 後天性心疾患 → ペースメーカー埋込み手術 <腎臓>・・・腎臓機能障害 → 人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む） <肝臓>・・・肝臓機能障害 → 肝臓移植術（抗免疫療法を含む） <小腸>・・・小腸機能障害 → 中心静脈栄養法 <免疫>・・・H I Vによる免疫機能障害→抗H I V療法、免疫調節療法、 その他H I V感染症に対する治療

○ 自己負担額

原則として治療に要する費用の1割を負担していただきますが、本人の属する世帯の経済的負担能力に応じて、段階的な負担上限額が設定されています。

また、継続的な療養を要する疾病に対する更なる軽減措置（下表黄色部分）があります。

なお、一定所得以上の世帯に属する方で「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生活保護 1	低所得1 2	低所得2 3	中間1 4	中間2 5	一定以上 6
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	医療保険の 自己負担限度額		対 象 外
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円
			「重度かつ継続」に該当する場合		

○ 注意事項

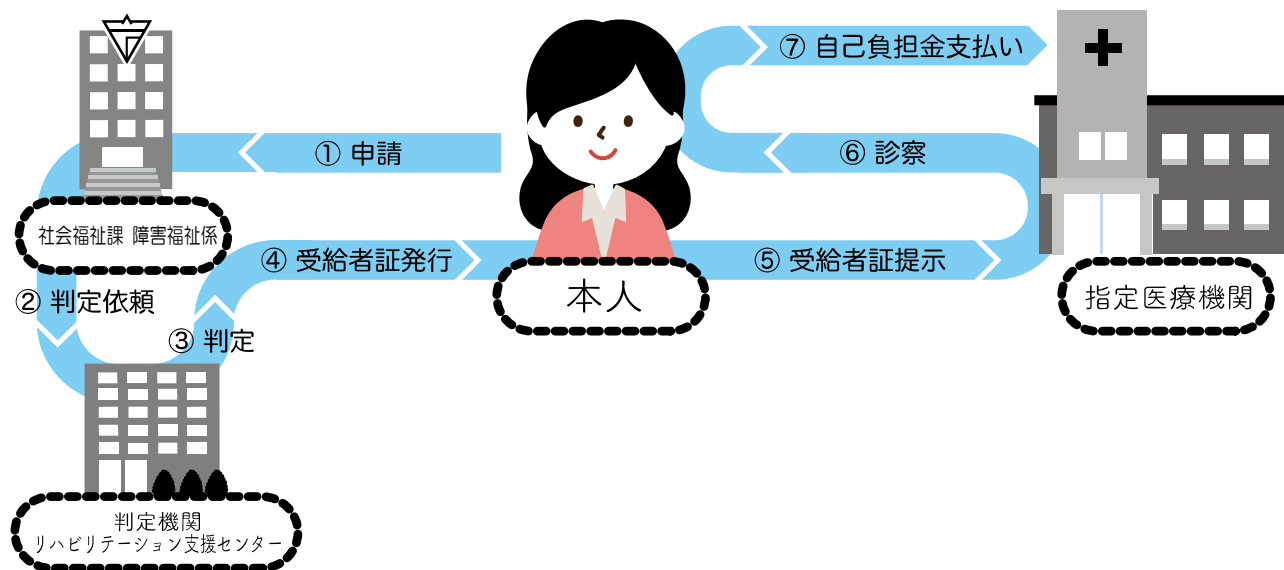
- ・ 18歳未満の方は児童福祉法の育成医療が適用となります。
- ・ 治療開始前の申請が必要です。

○ 有効期間

原則3か月以内ですが、治療が長期に及ぶ場合の通院については、最長1年以内とすることが可能です。

なお、治療内容や有効期間の妥当性については、県リハビリテーション支援センターにおいて指定医療機関の医師が作成した「更生医療意見書」を審査し、判定します。

○ 申請～給付までの流れ



自立支援医療（精神通院）

精神疾患の適正な医療を普及し、早期治療を図るために、通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療に要する費用を公費負担する制度です。

○ 対象者

通院による精神医療を継続的に要する精神障害者
(受診者本人が18歳未満の場合はその保護者)

< 診断書について >

・ 2年に1回、提出が必要です。
・ 次回申請時に診断書が必要かどうかは、現在使用中の受給者証下部にある備考欄をご確認ください。

例) 「診断書 (1年目)」

→ 次回申請時診断書「不要」

「診断書 (2年目)」

→ 次回申請時診断書「必要」

○ 手続きに必要なもの

< 新規申請のとき・更新のとき >

※ 更新は3か月前から可能です。

- ・ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
(宮城県精神保健福祉センターのホームページからダウンロードもできます。)
- ・ 自立支援医療用診断書 ※左記参照
(宮城県精神保健福祉センターのホームページからダウンロードもできます。)
- ・ 対象者の健康保険証 (または生活保護受給証)
- ・ 市民税等調査同意書

※ 市民税非課税の場合は、

通帳・年金証書・年金振込通知書など

(写しでも可) を添付してください。添付がない場合は、後日の提出を求める場合があります。

- ・ 手続きをされる方の本人確認書類(顔写真があるものは1種類、ないものは2種類)
- ・ 対象者及び対象者と同じ医療保険に加入している方全員のマイナンバーカード
(通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします)
- ・ 印鑑 ※
※代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

このようなとき	必要な手続き	手続きに必要なもの			
		保険証	個人番号 確認書類	自立支援医療 受給者証	印鑑 ※
病院・薬局の変更	医療機関変更申請	×	○	○	○
受給者証の紛失・破損	再交付申請	×	×	○ (紛失以外)	○
居住地・氏名・保険証 の変更	記載事項変更申請	○ (保険証変更の 場合のみ必要)	○	○	○
・ 通院を終了したとき ・ 死亡したとき	返還の届出	×	×	○	○

※代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

○ 自己負担額

原則として治療に要する費用の1割を負担していただきますが、本人の属する世帯の経済的負担能力に応じて、段階的な負担上限額が設定されています。また、継続的な療養を要する疾病に対する更なる軽減措置（下表黄色部分）があります。

なお、一定所得以上の世帯に属する方で「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生活保護 1	低所得1 2	低所得2 3	中間1 4	中間2 5	一定以上 6
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	医療保険の 自己負担限度額		対 象 外
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円
			「重度かつ継続」に該当する場合		

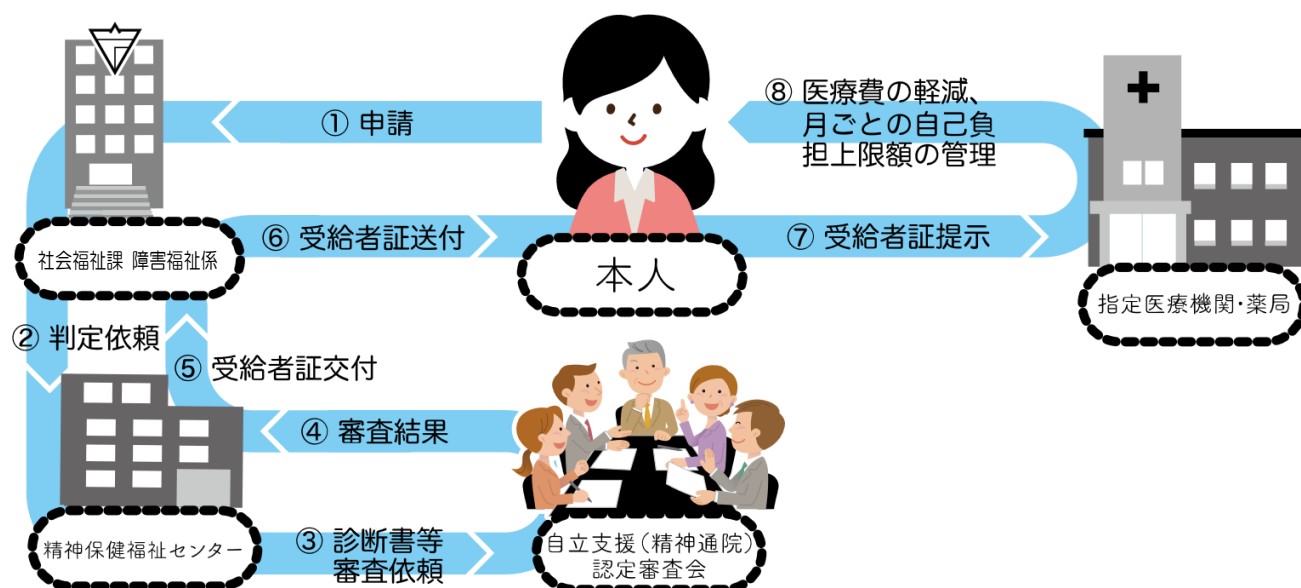
○ 有効期間

申請した日から1年間（1年ごとに再認定手続きが必要です）

※再認定手続きに関する案内は送付しておりませんので、ご自身で管理をお願いいたします。

※受給者証の発行には、約1か月半～2か月かかります。余裕をもってお手続きください。

○ 申請～交付までの流れ



○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0223-23-0509 FAX: 0223-24-0406

障害福祉サービス

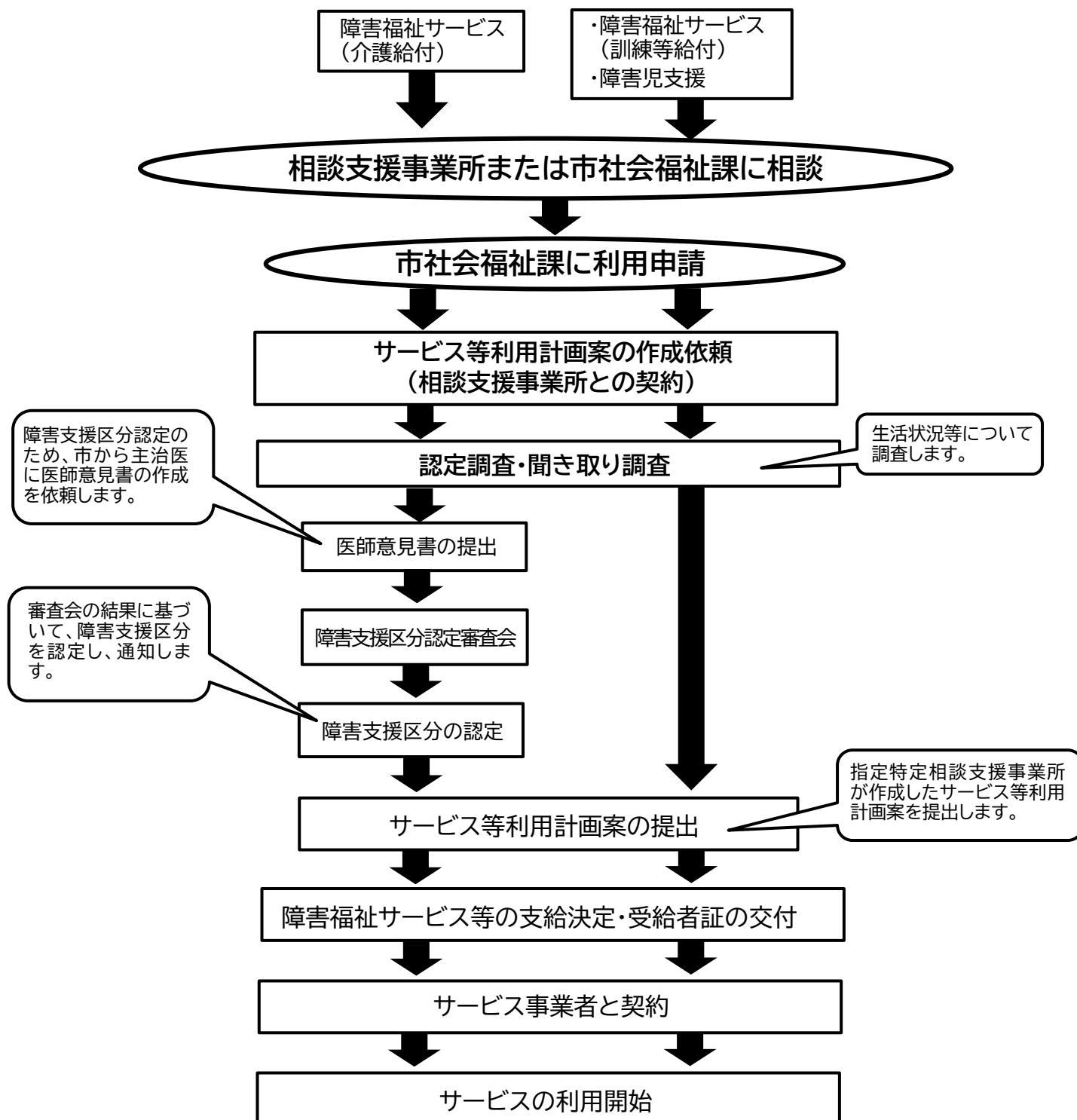
障害福祉サービスには、「介護給付」「訓練等給付」「障害児支援」があります。

「介護給付」や「訓練等給付」を利用するには、調査を実施した後、障害支援区分の認定もしくは判定を経て、支給決定を受ける必要があります。

「障害児支援」については、調査を実施し支給決定を受けるようになります。

サービスを利用したい時は相談支援事業所(P.44参照)か社会福祉課までご相談ください。

○ 障害福祉サービスの利用の流れ



介護給付・訓練等給付・障害児支援サービス一覧

	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。 通院を目的とした、乗降介助も利用できます。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排泄・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害のある方に同行し、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な援助を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護および日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練) (宿泊型自立訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型(雇用型) B型(非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、生活リズム、家計や体調管理等の課題解決に向けた必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

(訓練等給付)	自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題、公共料金や家賃の滞納、体調管理等確認を行い、必要な助言や関係機関等との連絡調整を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
障害児支援	放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進のための支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や支援を行います。
	保育所等訪問支援	療育の専門職が、障害特性に応じた専門的な支援を保育所等において実施します。
	児童発達支援	療育の必要があると認められた未就学の障害児に対して、日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

○ 利用者負担

原則として利用料の1割を負担していただきますが、世帯の課税状況に応じて月の負担上限額が設けられています(詳しくはお問い合わせください)。

補装具費(購入・修理の費用)の支給

補装具とは、身体の不自由な部分を助け、日常生活や職場での生活をしやすいするために必要な用具のことです。その障害に応じた補装具の交付・修理に要する補装具費の支給を受けることができます。

○ 対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・医師の診断を受け、難病患者等に該当する方

○ 主な補装具

※ 品目によって支給基準額が異なります。

手足が不自由な方	義肢・装具・姿勢保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖・重度障害者意思伝達装置 ※ 児のみ対象 … 座位保持いす・起立保持具・排便補助具
目が不自由な方	視覚障害者安全つえ(白杖)、義眼・各種眼鏡
耳が不自由な方	補聴器

他制度(医療保険や労災保険、介護保険制度等)による作製およびレンタルを利用できるもの(車いす、電動車いす、車いす付属品、歩行器、歩行補助つえ等)については、他制度を優先的に利用していただくようになります。ただし、身体的状況により対応できない場合はご相談ください。

○ 手続きに必要なもの

- ・補装具費支給申請書
- ・医師の意見書(18歳未満の場合または医師の具体的意見の確認が必要な場合のみ)
- ・市民税等調査同意書
- ・マイナンバーカード(通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします)
(18歳以上の方は対象者および配偶者、18歳未満の方は対象者および世帯員全員)
- ・手続きをされる方の本人確認書類(顔写真があるものは1種類、ないものは2種類)
- ・委任状もしくは対象者の健康保険証
またはマイナンバーカード ※
- ・印鑑 ※
※ 代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

○ 注意事項

- ・購入(作製)・修理前の申請が必要です。
- ・補装具の種類によっては、宮城県リハビリテーション支援センターで判定を受けていただく場合があります。
- ・手続きの際、使用する方の状況等をお聞きしますので、お時間がかかります。

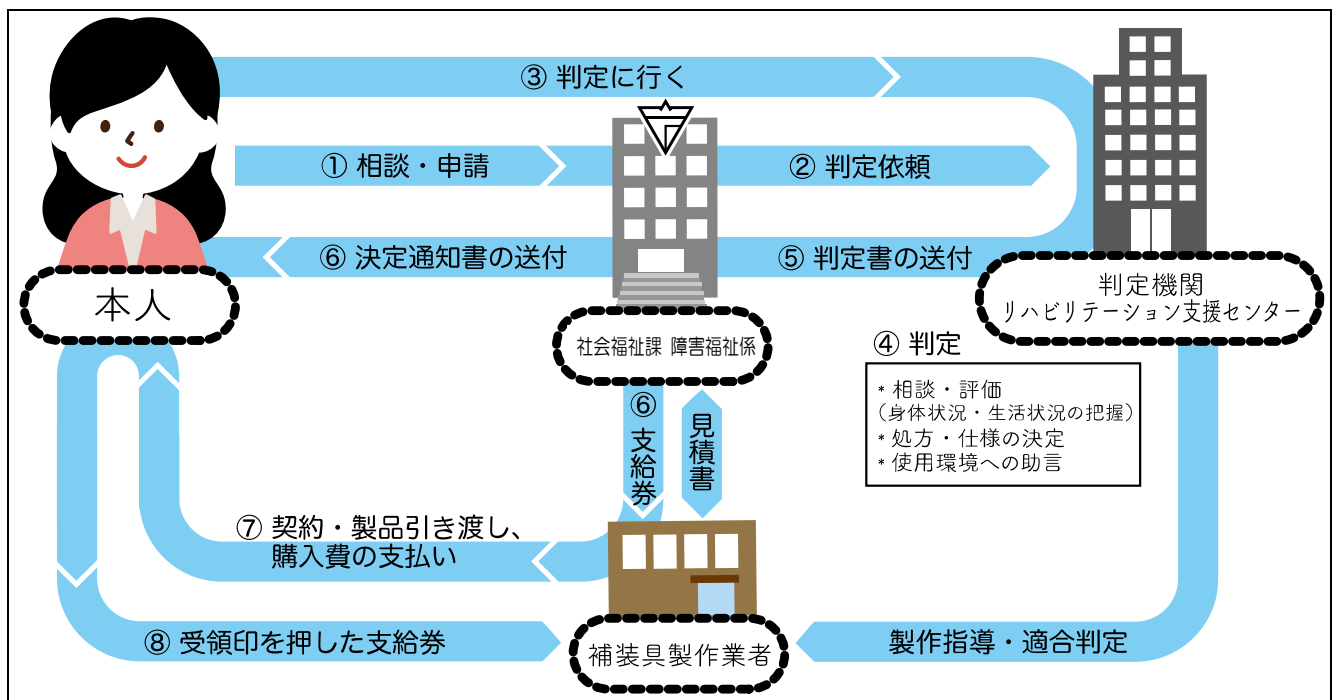
○ 自己負担額

原則として、補装具の製作または修理に要する費用の1割を負担していただきます。ただし、世帯の課税状況に応じて月額負担上限額が設定され、世帯員の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合(18歳以上が対象、18歳未満は所得制限なし)は、補装具費の支給対象外となります。

……………月額負担上限額……………

- ・生活保護受給世帯、市民税非課税世帯 → 0円
- ・市民税課税世帯 → 37,200円

○ 申請～支給までの流れ ※用具や申請内容によって変わる場合があります



○判定を受けるところ

宮城県リハビリテーション支援センター

住所：名取市美田園二丁目1番地の4

※申請の際に判定が必要かどうか確認し、その場で判定日時を予約いたします。

○申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0223-23-0509

FAX: 0223-24-0406

難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入(原則一人ひとつ)費用の一部を助成することにより、難聴児を養育する世帯の負担を軽減するとともに、難聴児の脳の発達や言語の早期習得を促進することを目的としています。

○ 対象者

(下記①と②の両方に該当する 18 歳未満の児童)

- ① 両耳の平均聴力レベルが 30dB 以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと
- ② 補聴器の装用により、脳の発達や言語の早期習得等に一定の効果が期待できると医師が判断していること

○ 対象にならない方

(下記①か②のどちらかに該当する方)

- ① 助成金の交付申請を行う年度(4月から6月までにあってはその前年度)における助成対象児または助成対象児の属する世帯の世帯員で、最多納税者の納税額の市民税所得割が 46 万円以上の場合
- ② 過去に交付決定を受けたことのある助成対象児の補聴器更新にあっては、前回の交付決定から耐用年数である5年を経過していない場合
(災害等当該助成対象児の責任に拠らない事情により亡失・毀損したと認められる場合を除く)

○ 助成内容

補聴器購入費用の 3 分の 2 (1 円未満切り捨て) を助成します。

- ※ 助成の対象となる補聴器の型式は限られています。
- ※ 補聴器購入費用と認められる金額には限度額があります。

○ 注意事項

購入(作製)前の申請が必要です。

○ 手続きに必要なもの

- ・難聴児補聴器購入助成金申請書
- ・岩沼市難聴児補聴器購入助成金交付意見書(記入できる医師が限られています)
- ・市民税等調査同意書
- ・印鑑

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0 2 2 3-2 3-0 5 0 9

FAX: 0 2 2 3-2 4-0 4 0 6

地域活動支援センター事業

通所により、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、給食サービス、入浴サービス等が受けられます。また、希望によりセンターへの送迎のサービスもあります。

○ 対象者

市内に住所を有する障害児者

○ 利用者負担

障害区分と利用時間から算出された費用の1割(市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料)が自己負担となります。

※ その他の障害福祉サービス等における利用者負担金の上限月額管理の対象とはなりません。

時 間	障 害 支 援 区 分 ※ () 内は児の区分		
	1・2(児1)	3・4(児2)	5・6(児3)
4 時間 未 満	2,200 円	2,500 円	2,800 円
4～6 時間未 満	3,700 円	4,200 円	4,700 円
6 時間 以 上	4,800 円	5,500 円	6,100 円

※ 市内に住所を有する障害者で、障害支援区分が未認定の利用者については、区分1～2の利用料の自己負担が生じます。

※ 食事代については別途負担となります。

※ 入浴サービスを希望される方も別途(410円)負担となります。

○ 利用時間

午前 9 時～午後 4 時
(日曜・祝日、年末年始は休みです)

○ 実施機関

公益社団法人青年海外協力協会
岩沼市障害者地域活動支援センター

やすらぎの里

TEL:0223-25-5190
岩沼市里の杜三丁目5-22

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係
TEL:0223-23-0509
FAX:0223-24-0406

更生訓練費給付事業

施設に入所・通所して就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している方に、効果的に訓練を受けるための経費および通所のための経費を給付し、技能習得訓練等の社会復帰の促進を図ります。

○ 対象者

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している生活保護受給者、またはそれに準ずる者

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係
TEL:0223-23-0509
FAX:0223-24-0406

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出を支援するために必要な移動中の介護を行うサービスです。

例)・官公庁や金融機関への外出等の社会生活のために必要不可欠な外出
・レジャー、レクリエーション、余暇活動等の社会参加のための外出

○ 対象者

身体障害者	身体障害者手帳所持者
知的障害者	療育手帳所持者(行動援護対象の方を除く)
精神障害者	精神疾患を有する者(行動援護対象の方を除く)
難病患者	治療法が確立していない疾病等である者であり、かつ視覚障害者または全身性障害によって屋外での移動が困難と認められる者(同行援護対象の方を除く)
児 童	上記に該当する児童。ただし、16歳未満の場合は保護者のみで外出支援が困難である場合に限る。(外出支援に保護者同伴が原則)

○ 実施機関

(順不同)

事業所名	電話番号	住所
岩沼市障害者地域活動支援センター やすらぎの里	0223-25-5190	岩沼市里の杜三丁目5-22
J's こども LaboNet	0223-36-9851	岩沼市中央四丁目 3-1
ニチイケアセンター岩沼	0223-25-2517	岩沼市中央一丁目4-15
ニチイケアセンター玉浦	0223-25-1155	岩沼市下野郷字館外 209-1
合同会社ラシク ヘルパーステーションあらた	022-796-8227	仙台市太白区富沢南1-3-1 第5小島ビル102
ベストケア有限会社	022-383-5202	名取市名取が丘六丁目 4-10
ケアステーションはあと	0224-87-6388	大河原町字錦町 3 番地18
結ヘルパーステーション	0223-35-6574	岩沼市藤浪一丁目 3-49
在宅介護支援事業所 あしたば	090-7322-2312	名取市愛島台六丁目10-26
ヘルパーステーション結々	0224-87-7983	角田市神次郎字上ノ沢32-1
サポートクラブ未来	022-399-8374	名取市大手町二丁目1-3 ひまわりビル101号室
訪問介護にこライフ	022-382-1447	名取市増田六丁目5-24

○ 利用者負担

サービスに係る費用(利用料)の1割が自己負担(市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料)となります。

※その他の障害福祉サービス等における利用者負担金の上限月額管理の対象とはなりません。

例) 身体介護有り

1時間半利用:5,870円×1割=587円
(令和6年4月1日現在)

時 間	利用料 (単位:円)	
	身体介護有り	身体介護無し
～30分	2,560	1,060
～1時間	4,040	1,970
～1時間半	5,870	2,750
～2時間	6,690	3,450
～2時間半	7,540	4,140
～3時間	8,370	4,830

※ 身体介護有り・無しについては、申請時に聞き取った項目で岩沼市が決定します。

※ 利用料金は変更される場合があります。

○ 利用時間

原則として月に40時間の範囲内で、岩沼市から支給決定を受けた時間になります。

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係
TEL:0223-23-0509
FAX:0223-24-0406

意思疎通支援事業

手話や要約筆記の手法を用いて意思疎通の支援を行う者(通訳者)を派遣します。

○ 対象者

市内に住所を有し、身体障害者手帳を交付された者のうち、聴覚機能・音声機能・言語機能の障害を有することにより意思疎通を図ることに支障のある方

○ 手続きに必要なもの

(原則、派遣希望日の2週間前までに申請)

- ・ 意思疎通支援事業利用申請書
 - ・ 身体障害者手帳
 - ・ マイナンバーカード
(通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします)
 - ・ 手続きされる方の本人確認書類(顔写真があるものは1種類、ないものは2種類)
 - ・ 委任状もしくは対象者の健康保険証またはマイナンバーカード
(代理の方が手続きされる場合のみ必要)
- ※インターネットからも申込みができます(次ページ参照)。

○ 実施機関

一般社団法人
宮城県聴覚障害者福祉会
TEL:022-393-5504
FAX:022-393-5504

○ 利用者負担 無 料

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係
TEL:0223-23-0509
FAX:0223-24-0406

日中一時支援事業

障害者の社会への適応や、その家族の就労および一時休息を支援するため、障害者等に活動の場を提供し、その活動を見守りながら日常的な行動、活動の訓練を行います。

○対象者

市内に住所を有し、障害者総合支援法に規定する障害支援区分1～6までの認定を受けている方または障害児支援区分1～3までの判定を受けている児童

○実施機関

(順不同)

事業所名	電話番号	住所
岩沼市障害者地域活動支援センター やすらぎの里	0223-25-5190	岩沼市里の杜三丁目5-22
J's こども LaboNet	0223-36-9851	岩沼市中央四丁目 3-1
障害者支援施設 旭園	0224-56-4160	柴田郡柴田町大字本船迫字沢田 39
障害福祉サービス事業所 しおかぜ	0223-22-5586	岩沼市早股字五福田 20
指定生活介護事業所 たけのこ	0223-36-7619	岩沼市本町 4-31
合同会社幸の樹 どんぐりはうす	0224-86-5074	柴田郡大河原町新桜町 2-5 岩沼市小川字下河原53-4
ギフト岩沼さとのもり	0223-30-9093	岩沼市里の杜2-4-36

○利用者負担

障害区分と利用時間から算出された費用の1割(市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料)が自己負担となります。

※ その他の障害福祉サービス等における利用者負担金の上限月額管理の対象とはなりません。
(利用基準額×利用単位×1.1)×0.1=自己負担

※ ()内は10円未満端数切捨て

利用者		利用基準額
障害者	障害支援区分1, 2	3,580
	障害支援区分3, 4	6,050
	障害支援区分5, 6	6,750
障害児	障害支援区分1	3,580
	障害支援区分2	6,050
	障害支援区分3	6,750
遷延性意識障害児・者		12,870
重症心身障害児・者		18,500

利用単位

～4 時間	×0.25
4 時間超～8 時間	×0.50
8 時間超～12 時間	×0.75
12 時間～	×1.00

○利用時間

午前8時～午後7時までとなります。

(ただし、事業所が定める利用時間がある場合等、事業所ごとに異なる場合があります)

○申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0223-23-0509

FAX: 0223-24-0406

重度障害者 入浴サービス事業

自宅浴槽での入浴が困難な障害者等に対し、移動入浴車で障害者等の自宅に訪問し、入浴する機会を提供します。

○ 対象者

在宅の重度(2級以上)の身体障害を持つ者または難病患者等で、主治医から当該サービスの利用を許可されている者

※介護保険の対象者は除きます。

○ 手続きに必要なもの

- ・ 入浴サービス申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 医師意見書等
- ・ 手続きされる方の本人確認書類
(顔写真があるものは1種類、ないものは2種類)
- ・ 委任状もしくは対象者の健康保険証
またはマイナンバーカード
(代理の方が手続きされる場合のみ必要)

○ 実施機関 ※令和6年4月1日現在
セントケア宮城

株式会社 セントケア岩沼
(0223)25-2151
岩沼市中央1丁目4-32

○ 利用者負担

無料(月9回まで)

※ 申請時の医師意見書代は全額申請者負担となります。

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係
TEL: 0223-23-0509
FAX: 0223-24-0406

自動車運転免許 取得費補助金

障害者が、就職・通勤等のために自動車を運転しようとする場合、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。原則自動車学校入校前の申請となりますが、運転免許取得後6か月以内に限り、事後受付可能です。

必要な手続きについて説明を行いますので、
自動車学校入校前に必ずご相談ください。

○ 対象者

免許取得により、就労等の社会参加が見込まれる身体障害者または知的障害者

○ 手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳または療育手帳
- ・ 申請書類等(ご相談時に確認ください)
- ・ 本人確認書類(顔写真があるものは1種類、
ないものは2種類)
- ・ 取得した運転免許証の写し
- ・ 免許取得に要した費用の支払いを証明する書類(領収書等)
- ・ 自動車教習所における教習修了を証明する書類(修了証書等)
- ・ 振込口座が確認できるもの(通帳等)

※このほかに手続きに必要なものの提出を求められる場合があります。

○ 助成額

免許取得に直接要した費用の
3分の2以内(10万円を限度)

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係
TEL: 0223-23-0509
FAX: 0223-24-0406

身体障害者用 自動車改造費補助金

障害者が、就職やその他の社会活動に参加するために自動車を運転しようとする場合、自動車を改造するための費用の一部を助成します。（自動車改造前の申請が必要です）

○ 助成額

自動車改造に直接要した費用
（10 万円を限度）

○ 対象者

就労等に伴い、自らが運転する自動車の改造が必要となる重度（2級以上）の身体障害者で、一定の所得制限限度額を超えない者

○ 手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳1～2級
- ・ 身体障害者自動車改造費補助金申請書
- ・ 印鑑
- ・ 本人確認書類（顔写真があるものは 1 種類、ないものは 2 種類）
- ・ 就労等計画書および自動車改造計画書
- ・ 改造箇所の図面
- ・ 改造を行う業者の見積書

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係
TEL: 0 2 2 3-2 3-0 5 0 9
FAX: 0 2 2 3-2 4-0 4 0 6

日常生活用具の給付

日常生活を円滑に過ごすため、障害者などに対し、日常生活用具を給付します。

○ 対象

- ・ 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方、精神保健および精神障害者福祉に関する法律に規定される方で岩沼市在住の方
- ・ 18 歳以上の障害者総合支援法に規定する難病患者

※入院や入所は基本的に対象外ですが、品目によって対象となることがあります。詳しくはご相談ください。

○ 手続きに必要なもの

- ・ 日常生活用具給付申請書
 - ・ 購入を希望する用具等の見積書
 - ・ 給付対象要件を証明する手帳や診断書等
 - ・ 手続きされる方の本人確認書類（顔写真があるものは 1 種類、ないものは 2 種類）
 - ・ 市民税等調査同意書
 - ・ マイナンバーカード
 - 18 歳以上: 障害者本人及び配偶者
 - 18 歳未満: 障害児が属する世帯の世帯員全員分※通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合に限り、番号確認の書類として有効とします
 - ・ 医師意見書等
（品目、障害状況等により必要になる場合があります）
 - ・ 委任状もしくは対象者の健康保険証またはマイナンバーカード ※
 - ・ 印鑑 ※
- ※ 代理の方が手続きされる場合のみ必要です。

○ 利用者自己負担額

原則として、日常生活用具の給付に要する費用の1割を負担していただきます。ただし、世帯の課税状況に応じて月額負担上限額が設定され、世帯員の中に市民税所得割額が

46万円以上の方がいる場合、
(18 歳以上が対象、18 歳未満は所得制限なし)
日常生活用具の支給対象外となります。

.....月額負担上限額.....

- ・生活保護受給世帯、市民税非課税世帯
→0円
- ・市民税課税世帯 →37,200円

○ その他

介護保険サービスを適用し、レンタルや購入ができる場合については、介護保険サービスを優先して利用いただきます。

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0 2 2 3-2 3-0 5 0 9

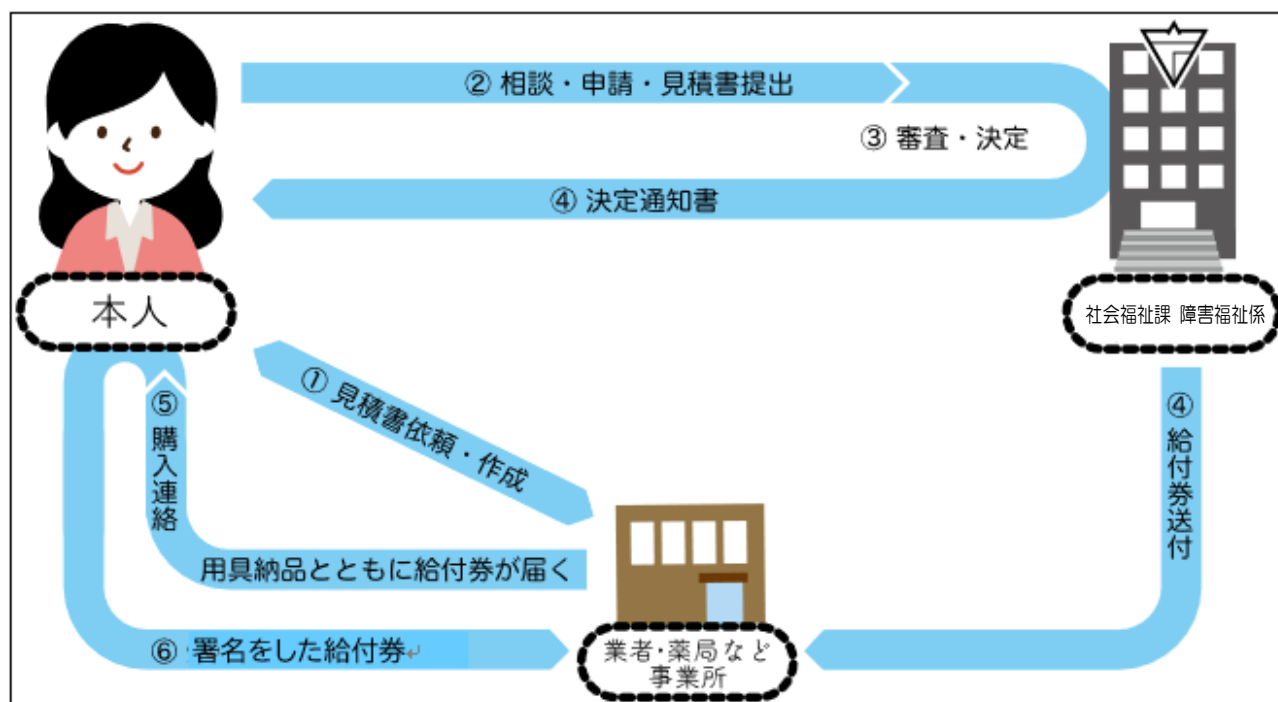
FAX: 0 2 2 3-2 4-0 4 0 6

○ 主な用具の種類 品目によって対象者と給付限度額が定められています。

手足が不自由な方	特殊尿器、入浴補助用具、特殊寝台、特殊マット、エアーマット、移動用リフト、歩行支援用具、特殊便器、居宅生活動作補助用具 など
目が不自由な方	テープレコーダー、時計(音声式、触読式)、点字タイプライター、視覚障害者用体温計、視覚障害者用体重計、拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機 など
耳が不自由な方	聴覚障害者用通信装置、屋内信号装置、情報受信装置 など
その他	透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、たん吸引器、スチーム装具、紙おむつ、人工鼻など

※ 岩沼市の HP(ホームページ)にも一覧を掲載しています。

○ 申請～受給までの流れ 用具や申請の仕方によって変わる場合があります。



相談先など

令和6年度版

岩沼市

障害がある方の困りごと相談窓口

相談支援事業所

悩みごと、ご希望をうかがい、情報の提供や支援機関への橋渡しをするなど、地域で安心して暮らせるお手伝いをしています。

使えるサービス
を知りたい。

合う仕事
が見つからない。

障害を抱える家族の
対応が難しい。

障害年金や成年後見
制度を知りたい。



相談支援専門員や社会福祉士等が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

相談方法

来所、電話、訪問など

まずは、お住まいの地区の相談支援事業所(裏面参照)に
お電話ください。

開設日時

月曜日から金曜日(祝日・年末年始は休み)
午前9時～午後5時

対象

岩沼市にお住まいの障害のある方やその家族、支援者等
(障害の種類や年齢、診断の有無は問わず相談可能です。)

問合せ

岩沼市社会福祉課

(岩沼市里の杜三丁目4-15 岩沼市総合福祉センター iあいプラザ内)

TEL : 0223-23-0509

受付時間 : 8:30~17:15

岩沼西小学校区

●北長谷南●北長谷北●松ヶ丘第一●松ヶ丘第二●三色吉南●三色吉中●三色吉北
●千貫団地●平等団地●長岡上●長岡下●小川上●小川下●志賀上●志賀中●志賀下
●栄町北●栄町中央●栄町南●栄町東●土ヶ崎第一北●土ヶ崎第一南●土ヶ崎第二
●土ヶ崎第三●たけくま第一西●たけくま第一東●たけくま第二西●たけくま第二東
●たけくま第三●朝日西●朝日東第一●朝日東第二

さんてらす (特定非営利活動法人ひよこ会) 〒989-2459 岩沼市たけくま二丁目 22-10

TEL : 0223-29-4587

FAX : 0223-29-4539

担当 : 山口・阿部

事業所が開所し、今年で11年が経ちました。児童発達支援にじいろひよこ園岩沼と同じ建物なので子どもの声と笑顔に癒されながら仕事をしています。お気軽にご相談ください。



岩沼南小学校区

●原●玉崎上●玉崎下●根方南●根方北●吹上第一西●吹上第一東●吹上第二
●吹上第三●桑原第一●桑原第二●桑原第三●桑原西●阿武隈●阿武隈団地●藤浪
●本町第一●本町第二●押分●里の杜北●里の杜南●押分団地

岩沼市社会福祉協議会指定相談支援事業所 (社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会)

〒989-2432 岩沼市中央一丁目 4-27

TEL : 0223-35-7525

FAX : 0223-25-4332

担当 : 沢田・加藤

家具の相馬屋さんの向いの建物です。同建物に地域包括支援センターや居宅介護支援事業所もあり、力を合わせて業務を行っています。(来訪の際は三井のパーキングをご利用ください。場所指定有り)



岩沼小学校区

●稲荷町●二木第一●二木第二●大手町●中央一丁目第一●中央一丁目第二●中央一丁目第三●中央二丁目●中央三丁目第一●中央三丁目第二●中央四丁目第一●中央四丁目第二●中央四丁目第三●館下第一●館下第二●桜第一南●桜第一西●桜第一東●桜第二●桜第三●桜第四●桜第五●相の原●相の原第二●相の原第三●相の原団地●末広●梶橋●下野郷上

ジェイズサポート

J'sSupport岩沼 (公益社団法人青年海外協力協会) 〒989-2432 岩沼市中央 4 丁目 3-1

TEL : 0223-36-9862

FAX : 0223-36-9857

担当 : 青木・堀越

「あたたまりの湯」で知られる『亀塚温泉』の敷地内に事務所があり、地域密着を目指しています！色々な福祉サービス事業所が併設された環境で、様々な障害の方の相談に応じています。



玉浦小学校区

●寺島●早股上●早股中●早股下●早股下二●林一●林二●下野郷下●矢野目上
●矢野目中●矢野目下●矢野目下二●玉浦西一丁目●玉浦西二丁目●玉浦西三丁目西
●玉浦西三丁目東●玉浦西四丁目●恵み野西●恵み野東

サポ-トヶ県南ありのまま舎 (社会福祉法人ありのまま舎) 〒989-2351 亶理町字五日町 25-1

TEL : 0223-36-8578

FAX : 0223-36-8579

担当 : 蒲生

社会福祉法人ありのまま舎が運営している相談支援事業所です。岩沼市外にある事業所ですが、様々な相談に対して「フットワーク軽く」をモットーに仕事をしています。



○ 障害福祉サービス等の利用をサポートする事業所

＊

指定相談支援事業所 相談支援センター

TM・あい

(株式会社 めまた福祉総合研究所)

＊対 象 者： 18 歳以上

TEL/FAX:(0223)34-3812

〒989-2331

亶理郡亶理町吉田字境 1 番地 2

＊

指定相談支援事業所

南東北相談支援センター

(社会福祉法人 将道会)

TEL:(0223)22-1166

FAX:(0223)23-5665

〒989-2427

岩沼市里の杜一丁目2番6号

＊

指定相談支援事業所

相談支援センターともケア

TEL:(0223)36-9981

FAX:(0223)36-9971

〒989-2331

亶理郡亶理町吉田字原 247-19

＊

＊

指定相談支援事業所 相談支援センター

りがあれ

TEL:(0223)35-6882

FAX:(0223)35-6575

〒989-2434

岩沼市藤浪一丁目 3-49

＊

相談支援事業所

リーヴ

TEL:(090)6686-3532

〒989-2351

亶理郡亶理町字五日町43

＊

相談支援事業所

ひなた

TEL・FAX:(0223)37-7372

〒989-2201

亶理郡山元町山寺字町東 61

コンフォートⅡ101

＊

相談支援事業所

シトラケア

TEL:(0223)35-6595

FAX:(0223)35-6987

〒989-2351

亶理郡亶理町字道田西 66-6

クレールヴィラ 102

＊

岩沼市内活動団体

名称	内容	対象者
岩沼市身体障害者福祉協会	身体障害者手帳をお持ちの方やそのご家族により構成され、障害福祉に関する勉強会や情報交換、レクリエーション等を実施しています。	・市内在住の身体障害者やそのご家族 ・会の趣向に賛同される方
岩沼市心身障害児者親の会	心身障害児者の家族同士で集まり、情報交換や社会参加活動、レクリエーションを行っています。	・市内在住の心身障害児者のご家族 ・会の趣向に賛同される方
精神保健福祉家族会 すずかぜ	精神障害者のご家族が集まって、情報交換や勉強会、施設見学等、移動研修を行っています。	・市内在住の精神障害者のご家族
みやぎ高次脳機能障害友の会 岩沼	当事者、ご家族、介護者、関心のある方等が集まり、お茶を飲みながら悩みを語り合ったり、情報共有や情報支援を行っています。	・高次脳機能障害者とそのご家族、介護者 ・高次脳機能障害に興味のある方

○お問い合わせ

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0223-23-0509

FAX: 0223-24-0406

各種相談

○専門の医師、相談員等が相談に応じます。

精神的な悩み	こころの健康相談 予約制 イライラする、眠れないなどの精神的な悩みや困りごとの相談に、月1回、専門の相談員が応じます。 岩沼市社会福祉課 (0223)23-0509
アルコール・薬物依存に関すること	専門相談員の個別相談 予約制 塩釜保健所岩沼支所 (0223)22-2189 市保健師の個別相談 岩沼市社会福祉課 (0223)23-0509
ひきこもりに関すること	ハ ッ チ HATCHいわぬま(NPO法人アスイク) 070-1160-8832 <Mail> hatch@asuiku.org <LINE ID> hatchline ひきこもり・思春期こころの相談 予約制 塩釜保健所岩沼支所 (0223)22-2189
発達障害に関すること	【岩沼市】 未就学児 健康増進課 (0223) 23-0794 児童全般 子ども福祉課 (0223) 23-0529 18歳以上 社会福祉課 (0223) 23-0509 【宮城県】 総合教育センター 不登校・発達支援相談室(りんくるみやぎ) ※各学校に配置されている特別支援教育コーディネーターが相談窓口になります。 (022)784-3565
障害者虐待の通報・相談	岩沼市虐待防止センター 岩沼市社会福祉課 (0223)23-0509 ※17:15以降、土日祝日・年末年始は(0570)03-1620

身体障害者の社会参加のための事業

機関・団体名・電話番号	主な事業名
宮城県障害者社会参加 推進センター 宮城県身体障がい者福祉協会内 TEL:(022)291-1587	身体障害者機能回復訓練事業 自動車操作訓練事業 全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 等
宮城県視覚障害者情報センター TEL:(022)234-4047	図書(点字・録音・デージー)の貸出 点訳・朗読奉仕員養成事業
公益財団法人 宮城県視覚障害者福祉協会 宮城県障害者福祉センター内 TEL:(022)257-2022	点字・声の広報発行事業 視覚障害者家庭・社会生活訓練事業 中途失明者緊急生活訓練事業
一般社団法人 宮城県聴覚障害者協会 宮城県障害者福祉センター内 TEL:(022)293-5531 FAX:(022)293-5532	字幕入り映像ライブラリー貸出事業 手話通訳者養成事業 手話奉仕員養成事業 ろうあ者社会生活訓練事業
公益財団法人 日本オストミー協会宮城県支部 TEL:(022)358-1373	オストミーに関する講演会、研究発表会、講習会、セルフケア相談会、オストミー製品展示会 等
一般社団法人 宮城県障害者スポーツ協会 TEL:(022)257-1005	障害者スポーツ教室開催事業 障害者指導員養成・研修事業 障害者スポーツボランティア養成事業 等
特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい中途失聴 難聴者協会 FAX:(022)774-1846	社会の理解推進のための啓発活動 難聴者等トータルコミュニケーション教室開催事業 要約筆記及びパソコン要約筆記通訳者養成支援
宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会 宮城県障害者福祉センター内 TEL・FAX:(022)293-5305	音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
みやぎ障害者ITサポートセンター TEL:(022)781-7488	障害者向けIT講習会開催事業 障害者向けITスキルアップ研修事業
宮城県障害福祉課 (地域生活支援班) TEL:(022)211-2541	身体障害者補助犬育成事業(盲導犬、介助犬、聴導犬) 手話通訳者設置事業

○ 問合せ先

宮城県障害福祉課(地域生活支援班) TEL:022-211-2541

宮城県障害者社会参加促進センター TEL:022-291-1587

障害のある子どもをもつ親たちが相談しあえる団体

保護者の団体には次のようなものがあります。

なお、地域ごとに支部が組織されている団体や特定地域の保護者の団体もありますので、詳しくは各団体へお問い合わせください。

名 称	活動内容
一般社団法人 宮城県手をつなぐ育成会 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 6-2 (宮城県障害者福祉センター内) TEL:022-292-5226	知的障害児(者)の教育や就労などにおける福祉向上のために活動しており、啓発・相談事業も実施しています。
宮城県重症心身障害児(者)を守る会 仙台市青葉区五橋2-4-1 エクセルジオ五橋7F TEL:022-261-1050	重症心身障害児(者)の療育指導や福祉の増進、愛護思想の普及のための活動を行っています。 巡回家庭訪問、研修会、相談会を実施するほか年2回の療育キャンプを行っています。
宮城県自閉症協会 仙台市若林区河原町 2 丁目 2-3 (南材ホーム内) http://blog.canpan.info/miyagi/	会員相互の交流と親睦を図りながら、自閉症児(者)の療育訓練、研修、講演会、啓発活動をしています。
宮城県肢体不自由児者 父母の会連合会 仙台市宮城野区幸町4丁目 6-2 (宮城県障害者福祉センター内) TEL:022-293-2902	現在仙台市、県東部、仙南、仙北の各単位会を基礎として、県内の肢体不自由児(者)の福祉の向上を目的として活動しています。
宮城県難聴児を持つ親の会 仙台市若林区二軒茶屋 1-20	「聴こえない・聴こえにくいこと」への理解を深め、聴覚に障害を持つ子どもたちが望ましい成長をし、等しく尊重される社会が実現するよう活動を行っています。
おうちサロン en(えん)むすび TEL:090-2970-8220	自閉症のお子さんを持つお母さんが、市内のご自宅で開いているサロンです。お子さんの気になる発達や、聞いてほしいこと、話してみませんか。
おもちゃの時間 (市社会福祉協議会) TEL:0223-29-3711	発達が気になるお子さんと保護者が交流できるサロンです。偶数月に実施しており、おもちゃで遊びながらゆっくり過ごすことができます。

視覚障害者向けに実施されている各種サービス

名 称	内 容
視覚障害者向けの 情報提供サービス 宮城県視覚障害者福祉協会 TEL:(022)257-2022	① 「みやぎ県政だより」点字版・音声版発行 県の施策や地域の情報などを中心に、 点字と音声による広報誌を発行しています。 ② 点字によるニュースの情報の提供 新聞等の情報を点字化した「点字JBニュース」を 希望者に提供しています。 ③ 音声による各種情報の提供 新聞や関係機関等の情報を、電話ナビゲーションシス テムを利用して提供しています。
身体障害者補助犬育成 宮城県障害福祉課 (地域生活支援班) TEL:(022)211-2541	視覚に障害のある方が社会生活を送るうえでは、多くの危険 が伴います。より快適な歩行を可能にし、自立した生活を送 るために盲導犬を貸与します。 対象者 重度の視覚障害者(身障手帳 1・2 級) 県内に 1 年以上居住する満 18 歳以上の方 ※ 実際に盲導犬を使用した歩行訓練を 4 週間程度受けていただ きます。
点字図書・録音図書の 貸出 宮城県視覚障害者 情報センター (旧点字図書館) TEL:(022)234-4047	視覚障害者に向け、点字図書、録音図書、カセットテープ、 デイジー図書(CD)の貸し出しを無料で行っています。 <利用者登録> 最初に利用者登録が必要です。電話でも登録できますの で、お気軽にお申込みください。 <貸出方法> 図書目録の中から希望する図書を選んで、電話、FAX、郵 便などでお申込みください。 貸し出しと返却は郵送で行えます。(郵送料無料) ☆ 貸し出し数 = 1 回につき 5 タイトル以内 ☆ 貸し出し期間 = 郵送日を除いて 15 日間以内 <プライベートサービス> 個人的に利用する私的な図書や日常生活において必要と する説明書などを無料で点字版または録音版にして提供し ています。ただし、点字用紙・カセットテープ代の実費を負 担していただきます。

障害のある方の就労・雇用支援について

○ 企業への雇用を希望する場合

名称 ・ 問い合わせ先	内 容
ハローワーク仙台 （公共職業安定所） 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台MTビル 4F専門援助第二部門 TEL:(022)299-8811(内線46番) FAX:(022)299-8832 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始休)	障害がある方の求職相談に応じる専門の窓口があり、就労に関するアドバイスや働く機会を提供する場です。
宮城障害者職業センター 仙台市宮城野区幸町 4-6-1 TEL:(022)257-5601 ※ 予約制 月～金 8:45～17:00(祝日・年末年始休)	事業主や障害がある方に対して、ハローワークが行う職業指導、紹介業務および事業主指導業務と密接に連携して、就職のための相談からアフターケアまでの一連の業務を行っています。
障害者就業・生活支援センター 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 障害者就業・生活支援センターわ～く 仙台市宮城野区高砂 1-154-10 TEL:(022)353-5505	仙台圏域に住む障害のある方を対象に、就労指導員を配置し、現場実習や就職、職場定着に至るまで一貫した支援を行っています。また、障害を持った方を雇用する事業主への情報提供や相談を行っています。

○ 訓練 ・ 研修

名称 ・ 問い合わせ先	内 容
国立県営 宮城障害者職業能力開発校 仙台市青葉区台原五丁目 15-1 TEL:(022)233-3124	就職に必要な知識と技能を身につけるため、5 か月～1年間の訓練を行います。
みやぎ障害者ITサポートセンター 仙台市宮城野区扇町2丁目2-27 テクノロジークラウド 102号 TEL:(022)781-7488	障害者のパソコン利用に関する相談、出張サポート、就労支援、各種研修会等を実施しています。

岩沼市障害者雇用奨励金

市内に居住している身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳所持者、または精神障害保健福祉手帳所持者を雇用している事業主に対して、障害者雇用奨励金（雇用している障害者一人につき2万円）を交付することにより、雇用の促進と自立を援助し、障害者の福祉増進を図ります。

○ 対象となる事業主

※ 次のすべてに該当する者

- (1) 岩沼市に事業所を有する者
- (2) 雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金(以下「国の助成金」という。)の支給を受け、その支給期間の満了後も引き続き支給対象障害者を雇用している者
- (3) 公共職業安定所の紹介により、常用労働者として上記障害者を雇用している者

○ 手続きに必要なもの

- ・ 障害者雇用奨励金交付申請書
(用紙は市役所社会福祉課にあります)
- ・ 国の助成金の支給決定通知書の写し

○ 申請できる期間

国の助成金支給期間満了後1か月以内

○ 奨励金交付期間

国の助成金の支給期間満了の翌月から
12か月間

※ 期間内に交付対象者が離職したときは、離職した日の属する月の前月(離職した日がその月の16日以降のときはその月)まで。

○ 申請窓口・問合せ先

社会福祉課 障害福祉係

TEL: 0223-23-0509

FAX: 0223-24-0406



岩沼市健康福祉部社会福祉課

TEL : 0223-23-0509

FAX : 0223-24-0406

令和6年 作成